

出席議員 (18名)

1番	森 裕樹	君	2番	加藤 滋	君
3番	安藤 義憲	君	4番	平間 幸弘	君
5番	桜場 政行	君	6番	吉田 和夫	君
7番	秋本 好則	君	8番	斎藤 義勝	君
9番	平間 奈緒美	君	10番	佐々木 裕子	君
11番	安部 俊三	君	12番	森 淑子	君
13番	広沢 真	君	14番	有賀 光子	君
15番	舟山 彰	君	16番	白内 恵美子	君
17番	水戸 義裕	君	18番	高橋 たい子	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町長 部 局

町 長	滝口 茂	君
副 町 長	水戸 敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原 光男	君
総務課長 併 選挙管理委員会書記長	佐藤 芳	君
まちづくり政策課長	平間 雅博	君
財 政 課 長	鈴木 俊昭	君
税 務 課 長	水上 祐治	君
町民環境課長	安彦 秀昭	君
健康推進課長	佐藤 浩美	君
福祉課長	平間 清志	君
子ども家庭課長	水戸 浩幸	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	斎藤 良美 君
総務課副参事	相原 健一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	藤原 政志 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	大川原 真一
次 長	畑山 慎太郎
主 幹	伊藤 純子
主 査	佐山 亨

議 事 日 程 (第3号)

令和2年3月4日(水曜日) 午前9時30分 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 秋本 好則 議員
- (2) 安部 俊三 議員
- (3) 桜場 政行 議員
- (4) 安藤 義憲 議員
- (5) 佐々木 裕子 議員
- (6) 白内 恵美子 議員

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において10番佐々木裕子さん、11番安部俊三君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番秋本好則君、質問席において質問してください。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） おはようございます。

7番秋本です。済みません、眼鏡が曇るものですからちょっと外させていただきます。

大綱2問、質問させていただきます。

1. 台風19号被災地の治水計画は。

台風19号の水害は、改めて柴田町の脆弱な水害対策を浮き彫りにしました。言い方を変えれば、これまで後回しにしてきたことがどれだけ重要な意味を持っていたのかを浮き彫りにしました。この災害を、終わったこと、あるいは喉元過ぎれば熱さを忘れるということわざどおりにはしてはならないと思います。

そこで、改めて災害を繰り返さないために質問し、提案していきます。

1) 雨水対策で建設機械のリース店などを利用するのではなく、必要な機材は常備すべき

と思います。排水ポンプなどの排水対応機器の常備体制はどうなっていますか。

2) 柴田高校前の旧白石川、船岡字関だと思いますが、ここは現在遊水地の機能を果たしております。民地の水田になっていますが、既に2回開発の計画が出ています。この水田が開発され遊水地機能が失われれば、白石川北側地区において水害区域の大幅増大が懸念されます。早急に所有権を取得する必要があるのではないのでしょうか。また、その場合、使用権はそのままにして所有権のみを取得するという方策もあると思いますが、見解を伺います。

3) 北船岡一丁目地域（仙南中央病院北側）には、都市計画マスタープランの居住制限区域と連動した防災拠点事業を展開したらどうでしょうか。これは建築基準法第39条の災害危険区域として指定し、集団移転をするもので、事業の94%が国庫で賄われ、自主財源は6%程度になります。移転地の宅地造成やインフラの整備、移転経費などに充てることができますし、現在の敷地を買い上げることによって移転を進めることができます。この地域での安全性を保障できない現在、検討する事業と思いますが、見解を伺います。

4) 国は令和2年度に緊急浚渫推進事業を創設する予定です。これは緊急的に実施する必要のある河川、砂防、治山に係るしゅんせつ工事を行う事業で、土砂の除去、樹木の伐採なども含まれます。事業債を発行した場合、充当率は100%で、元利償還金に対する交付金措置額は70%に上ります。これを五間堀や低地排水路の水路などのしゅんせつや土側溝の改修、ため池の補修等に利用することができますが、この活用策を伺います。

5) 古河水門付近は、今回の水害で多くの被害があり、2月の住民懇談会でも質問が集中していました。住民懇談会では、排水機場の設置を申請しているとの説明でしたが、設置の時期のめどはありますか。また、この場所に下名生字須川前にある排水樋管のような施設はつくれないのでしょうか。

6) 柴田町の降水は、三名生排水路、五間堀排水路、船迫排水路など、幾つかの排水路を通して河川に流れます。しかし、その分担する排水面積には大きな差があると考えられます。各排水路で分担する計画雨水放出量と排水面積を伺います。

2問目です。省エネルギー政策の内容は。

柴田町全体の電力利用料金を調べてみました。町のホームページの統計のページによりますと、平成27年度の電灯、電力合計使用量は2億3,250万7,000キロワットアワーとなっていました。仮に1キロワットアワー当たり単価を20円とすると、1年間で柴田町から46億5,000万円のお金が東北電力に支払われていることとなります。これを1割でも地域内での循環に回せば、その経済効果ははかり知れません。

本町では、次年度は電力の効率化を目指すという方針が示されておりますが、その方針をよりしっかりとしたものにするため、伺います。

1) 電力調達について、一般競争入札を行わない理由は。

2) 競争入札の一つに指名競争入札制度があります。一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に、少数で契約をする場合に行われます。条件は一般競争入札と同様ですが、この場合は最低制限価格が設定されていません。会計検査院のレポートには、最低制限価格は原価割れ発注の防止を図ることにより、工事の適正な施工の確保や建設業の経営基盤の確保を図ることができると思います。最低制限価格が設定されない理由は。

3) 電力の有効利用では、デマンド値の管理をすることになると思います。施設単位で行うのか、業種単位で行うのか、管理する範囲はどのようになりますか。

4) 施設のエネルギー効率化を考えると、施設内のあらゆる分野でエネルギー消費が行われているため、管理を担当者1人で実行するのは不可能に近いと思われれます。そのため、適切な管理体制が必要になりますが、体制はどのように構築していきますか。

5) 効率化を目指すために、担当者のみならず全員参加の省エネルギー活動が必要になります。どのような講習を考えていますか。例えば、エネルギー管理講習というものがありますが、これを利用することは考えられませんか。

6) 地域内での経済活動の活性化のためには、地域電力という手段もあります。加美町では、公共施設への民間電力導入から、町内の太陽光発電の電力買い取りを始めました。柴田町でも同様の方針は可能と考えますが、計画はありますか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁の前に確認をさせていただきます。

12ページ、4)の最後のほうなんです、「ため池の補修等に利用することができます」とお読みになったようですが、「できると思います」でよろしいですか。

○7番（秋本好則君） はい、そうです。間違えました。訂正します。

○議長（高橋たい子君） それから、13ページ、大綱2問目の2)「入札方法」と通告書にあるんですが、「競争」と前に入れたようですが、「入札方法」でよろしいですか。

○7番（秋本好則君） はい、そうです。訂正します。

○議長（高橋たい子君） もう一つ、14ページ、6)の最後のほうなんです、「柴田町でも同様の計画は」と通告書にあります。「方針」とお読みされたようですが。

○7番（秋本好則君） 「計画」です。

○議長（高橋たい子君）　こちら「計画」でよろしいですか。わかりました。

答弁を求めます。町長。

〔町長　登壇〕

○町長（滝口　茂君）　秋本好則議員、大綱２点ございました。

まず、台風19号関係で6点ほどございます。

初めに、今回の台風19号のように短時間で記録的な大雨が常態化する気象状況のもとでは、これまでの水害に対する考え方や過去の体験に縛られたままでは、秋本議員が申すような、改めて災害を繰り返さないようにすることは困難でございます。

なぜなら、一つに、国はこれまでの水防施設では水害を防ぐには限界があること、災害は必ず発生するという前提での水防災意識社会の構築を求めています。

二つに、防災・減災の基本は、自助、共助、公助の精神で役割分担と協働による取り組みが必要となっていること、その基本となるのが災害に関する情報の共有と信頼であります。

まず、水害発生のメカニズムですが、柴田町は阿武隈川と白石川の合流点を抱えているため、水害には脆弱な地形や地盤となっていることに根本的な問題があります。

そのため、歴代の首長は地域住民や柴田町土地改良区等と一体となり、国や県に働きかけ、四日市場、三名生堀、五間堀への排水機場の設置や排水路の整備を順次行ってきております。私の代になっても、新四日市場排水機場の新設、それにつながる導水路の整備、名取用水への四日市場分水門の設置、槻木五間堀や剣水三名生堀の堤防のかさ上げ、局地冠水地区への常設ポンプの設置、さらに55億円をかけて大河原町と共同で鷺沼排水路や調整池の整備を進めております。秋本議員が指摘するような、これまで水害対策を後回しにしてきたことはございません。はっきりと申し上げます。

1点目、町では大雨対策として37基の常設ポンプを設置しているほか、排水ポンプ8インチ1基、6インチ1基、3インチ1基、2インチ4基の計7基や発電機1台を常備しています。大雨が予想される際は、災害協定を結んでいるリース会社や大雨対策作業委託契約をしている地元建設業者所有の機材を借用し、ご協力をいただきながら排水作業を行っております。

今回提案があった排水作業に必要な機材を常備することについては、今年の台風19号のような降雨状況においては、排水作業に必要な台数を把握することさえも難しいことに加え、購入後の機材のメンテナンスや保管場所など、課題は多くあります。まずは、令和2年度当初予算で1分間に30立方メートル排水可能な大型の排水ポンプ車の購入を計上していますので、ご理解願います。

2点目、船岡の関地区については、現在大雨時には一時的に水がたまり、農家の皆様のご理解により、排水調整機能も担っていただいております。この地区は農業振興地域外の第2種農地となっており、計画内容によっては、農地法上、農地転用が可能な土地となっております。そのため、過去に開発の相談がなされております。しかし、実際の計画では、調査段階において、権利関係の整理や施設管理者等の同意手続が複雑なことに加え、特に大雨時に冠水するエリアであることを認知した段階で計画を断念しております。

今回、町が農地の所有権を取得してはとのご提案ですが、農地法第3条第2項第4号に農地取得に関する制限があり、権利を取得しようとする者またはその世帯員等が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合は許可することができないとあり、耕作者ではない町が農地を取得することはできないことから、農家の方々に使用权を認めることもできません。仮に農地法第5条の農地転用で、この土地を町が取得し、調整池として活用することは可能かと思われませんが、その際、農地転用や開発許可の条件として、用地買収のほかに調整池としての施設整備も必要となり、多額の費用を要することから、現段階では難しいものと思われま

3点目、北船岡一丁目の集団移転です。

秋本議員のご質問は、国が定める防災集団移転促進事業を活用して、北船岡一丁目地区の住民の方々を集団移転してもらう検討をしてはとのご提案と理解しております。

集団防災移転促進事業は、災害が発生した地域または災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある居住の集団的移転を促進するものであり、住宅団地の整備は10戸以上が求められ、事業主体である市町村は移転促進区域内の住民の意向を尊重するとともに、移転促進区域内にある全ての住民が移転されることになるように配慮しなければなりません。

現在、北船岡一丁目地区の被害者や行政区からは、集団移転のお話はいただいておりますし、地区内72戸が床上浸水の被害になりましたが、41戸、約57%の方々が住宅の応急修理制度を利用して住宅の修理を行い、復旧後の新たな生活が始まっています。

こうした状況下にある中で、今後集団移転が必要というのであれば、まず秋本議員みずから区長や地域の住民の意向を把握し、地区内全ての住民の総意となるようぜひ汗をかいてほしいと思います。

4点目、しゅんせつとの関係です。

昨年の台風19号により、槻木五間堀などの普通河川はしゅんせつが必要な区間が多く見られることから、秋本議員お見込みのとおり有利な起債であることから、財政当局と調整しながら

積極的に活用してまいります。

5点目、排水機場の設置の時期でございます。

地区外排水路における排水機場や雨水ポンプ施設整備は、大雨対策の重要な課題であると認識しております。雨水ポンプ場や排水機場などの要望については、令和2年1月15日に国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所主催の第7回名取川・阿武隈川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会の席上で、国や県へ私が直接要望しております。

現在行われている阿武隈川下名生地区河川改修事業、これは堤防の整備でございますが、事業は国に要望してから20年もの歳月を要しており、国の直轄事業であってもすぐに取り組むことは難しい現状にあることをご理解ください。

また、町で行っている鷲沼調整池の整備事業が事業採択されるまでに要望してから7年の歳月を要し、ようやく平成26年度から工事に着手できた経緯もありますので、今後も粘り強く早期に設置できるよう要望活動を強力に展開してまいります。

また、昨日、既に平間奈緒美議員にもお答えしておりますが、下名生須川前と同じタイプの樋管施設が整備できるか否かは、現地調査等も含め、河川管理者と協議を進めていく中で決定されるものと思われまます。

6点目、排水機場建設事業に伴う湛水防除事業計画によりますと、三名生排水路の流域面積は4.33平方キロメートルで、排水量は毎秒11.898立方メートル、五間堀排水機場の流域面積は5.99平方キロメートルで、排水量は毎秒10.156立方メートルとなっております。公共下水道事業の雨水計画での地区外排水路の流域面積は3.71平方キロメートルで、排水量は毎秒24.641立方メートルとなっております。

大綱2点目、省エネルギーの関係で6点ほどございました。

1点目、令和元年12月会議で答弁しておりますが、令和2年4月の送配電部門分離という電力業界の制度改革の動向を見きわめなければならないこと、他自治体の実施事例が少ないこと、価格以外の面でも分析しなければならないこと、デマンド値のデータを分析するにしても複数面のデータを収集しなければならないことを踏まえ、一般競争入札を含めた電力の契約方法の見直しについては、他の自治体の動向も注視し、おおむね3年後以降をめどに実施したいと考えております。

2点目、議員もおわかりのように、条件を満たせば不特定多数の事業者が参加できる一般競争入札では、原価割れ発注を防止し工事の適正な施工を確保する目的で、最低制限価格を定めています。

一方、指名競争入札では、あらかじめ工事等の実績、経営規模などを審査した上で、発注予定の工事を適切に施工できる事業者を指名して入札を行いますので、一般競争入札で懸念されるような事態は起こらないと考えております。よって、指名競争入札は最低制限価格を設定しておりません。

3点目、デマンド値は、高圧電力の供給を受けている施設の電気料金の算定に用いますが、町の施設では20施設で高圧電力の供給契約を締結しております。デマンド値は契約を締結している施設ごとに算定されることから、施設単位で行うことになると思います。

4点目と5点目は一括でお答えをいたします。

現在、エネルギー使用の管理は施設ごとに行っており、財政課において節電等の指導をしております。町で省電力の方策として挙げているのは、令和元年9月会議でお答えしましたとおり、休憩時間や不在エリアの消灯や照明器具の省電力器具への交換といったところとなっています。

議員おっしゃるとおり、電気利用の効率化は、職員全員が当事者である認識を持つことが大切と考えています。省電力の実践について、専門の講師による講習会等を実施し、その上で必要な行動を検討していきたいと考えております。

なお、議員提案いただいたエネルギー管理講習は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者が選定しなければならないエネルギー管理企画推進者及びエネルギー管理員の選定要件となっている講習であり、利用する考えは今のところ持っておりません。

6点目、柴田町においては、加美町同様の計画はございません。自治体新電力会社は、公共施設の電気料金の削減、エネルギーの地産地消、地域経済の循環、地域の炭素化といった行政課題を解決し、持続可能なまちづくりにつながるとは思います。将来検討している一般競争入札を含めた契約方法の見直しによってコスト削減効果がどの程度見込まれるのか、また第三セクターを運営するというメリット、デメリットをさまざまな角度から総合的に分析するとともに、現在運営している各地の自治体新電力会社の経営状況などを注視してまいりたいと思っております。

以上でございます。

原稿を持っている方はわかるんですが、持っていない方は気づかないと思うんですが、実は「エネルギー管理要員の選定要件」というふうに言いましたけれども、正しくは「選任要件」ということでございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君、再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ありがとうございます。

まず最初に、私、述べておきたいんですが、今までの水害対策事業を置き去りにしてきたということは言っておりません。よく読んでいただければ、後回しにしてきた事業ということで別に特定しておりませんので、それで今まで歴代の首長さんがいろいろ水害事業対策をやってこられたということは十分承知しておりますし、特に来年度の予算で大きなポンプを買うということは英断だと思っておりますので、その辺は感謝しておりますことをまず最初に言っておきたいと思います。

それで、一番最初の治水計画1項目なんですが、今言いましたように、ポンプを買っていただけることは大変英断だと思っておりますが、このポンプの保管場所はどのような形で考えておりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 私どもの施設で車両センターがございますので、そちらのほうに保管しようと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。それでは、これから大変活躍するポンプだと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

2項目の旧白石川部分のところの利用なんですが、以前計画を断念したという今お話があったんですが、例えばあそこのところを、開発があったときに、農転許可が出ると思うんですけども、それを不許可にするとか、そういう形で開発をとめるという方策は可能なのか、不可能なのか、やり方があるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 町長答弁でもお答えしたとおり、開発内容によっては不許可相当ということもできますが、当然許可できる内容であれば、農地転用においては許可相当ということもあり得ると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。それでは、農地法の第5条を適用するような形で動いたとして、農家でない者が農地を所有することができないということがあったので、第5条を使うことも可能かと思うんですけども、その場合の何か問題点というのは、ここに、町長の発言にありましたけれども、その他施設というのはどのような施設なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 具体的には、開発関係でございますので、こちらは全体の開発になると5ヘクタールを超えているような状況なので、県の開発許可という形になるかと思えます。その前に町のほうでも開発指導という形になると思うんですけども、水路関係、水の出入り関係がどのようになるか、今現在も当然水が上がった状態と、白石川の水位が下がれば自然と水位は下がってくるわけなんですけど、その部分が今の状態でいいのかどうかということに関しては、かなり議論になるのかなと思っています。

また、貯水機能をどのようにするかとか、あとはあのままにしておけば当然荒廃する、草がぼうぼう生えてしまったりとか、そういう状況になるので、管理をどうするかとか、いろいろな観点から指導が出てくるかと思えます。

当然、農地転用を許可する場合であっても、この辺に関しては附帯という形で回答を求めるような形になるかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それと、私ちょっと今裏づけをとっているのではなくて、今町長の答弁を聞きながら頭に浮かんだことなんですけれども、役所として土地の所有をすることは不可能ということであれば、その利用することを制限するか、上下分離といいますか、そういう形であそこを今の現状を保って調整池機能をとにかく維持したいということから、利用を制限するような方策というのは考えられないものでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 利用制限するというと、今現在農地として利用している方に対してその利用を制限するという形ではよろしいのかと思うんですけども、権利に関してはいろんな考え方が民法上設定されておりまして、地上権から始まって、使用貸借とか、賃貸借、あとは地役権とか、いろいろな制度があると思うんですけど、これらに関してはその利用を制限する、あくまでもそういった制限的なことが発生するので、簡単にこれを所有者のご意見等も伺わない段階で、これらに関して論じることができるのかというのは非常に難しいのかなと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今回の水害を特に考えた場合、これからのことも考えた場合なんですけれども、あそここのところの調整池機能というのがなくなってしまうと、ちょっともう手の打ちようがないというか、かなり深刻な事態になるんじゃないかと私想像するんですよ。その方向

でもしそれができない場合、それにかわる方法をしたら、もっと大変なことかなと思うんですけども、それにかわる代案といいますか、違う方法というのは考えられますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 現在は、今関地区という形でいろいろ答弁させていただいておるんですが、現実の話をする、関地区以外にも、例えば槻木地区であれば低地排水路、左岸低地排水路の上流部、あとは震災以降サイホンが追加したという関係もあって、関地区であれば白石川の水位が下がることによって1日ないし2日で湛水が防除されるというか解消されるわけなんです、槻木地区に至っては今回の台風19号の中でもポンプ排水、あと五間堀への排水を行いながらも3日ぐらい例えば湛水が続いているという、現実的にはほかにもこのような状況があるので、この地区のみを湛水に関して述べることはできないのかなと考えております。

町長答弁にあったとおり、排水機場を早期に整備する努力、あとは排水ポンプ等を導入する努力というのをまず先行して実施して、その中で考えていくということによろしいのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 現実的にはそういうことかとは思いますが、ただ白石川北側の部分については、逆に水田がそれほどなくてほとんど宅地になっている。この状況を何とかしようと思ったときに、あそここのところの調整池機能を是が非でも残す方向にしていかないと、例えばもう一本放水路をつくるわけにもいきませんし、新たな流れを、川をつくるわけにもいきませんので。そうすると、今あって少しプラスになるところはもう積極的に利用するような方策を考えていかないと、ハード面を整備しても、町長言われましたけれども、追いつかないと思うんです。ですから、これを何とか私たちもいろいろ考えていきますので、もう一ひねり知恵を出していただければありがたいと思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

それと、北船岡の集団移転の件なんです、これは前回の9月の質問でもちらっと触れたんですけども、新聞報道によると10件から5件というふうに下げられるんですけども、あれは被災後の大震災だけの特例ということだったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 秋本議員言われるとおり、特例の部分になるようです。通常ですと、10戸以上というのが求められているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは、あそこは私も前回の水害のときに1軒1軒回りまして、皆さんの意向を聞いてきました。それで、何とかならないのかという話で、その後局地対策で、局地冠水対策ということであそこができてきたんですけれども、また同じような水害が繰り返されたという話で、私、3軒ぐらいの方からは、何とかならないのかね、移転してもいいんだよという話は伺っております。ただ、もう出た方もいらっしゃると思いますので、あそこのところをこれからどういうふうな形で防災のほうにやっつけていかれるのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今、あの地区冠水というのは重要な問題なんですけど、まずできることからスタートしていこうということで、例えば仙南中央病院さんのところというのは、もともとグラウンド部で低地部で、そこである程度の水を受けていた現状があって、それを盛り土されて建築物が建ったと。いわゆる先ほどの堰囲いじゃないですけども、ある一定調整機能があったものが失われて、そういったものもあって、以前よりはひどくなった地域なので、まずは今回強制排水ポンプ、一番低いところを狙って、たまたま地区外排水路と槻木用水路がダブルで入っている箇所が近くにあるものですから、そちらを狙って設置していきたいというふうに考えていたところです。

ただ、それで終わりかということだけではなくて、その効果を見ながらも次の手段、例えばもう1基ふやすとか、もう何基ふやすとか、そういったことまで考えていきたいなど。あるいは、側溝整備をもっと行って、歩いて地域からその地域に行かないような仕組みも構築できればいいかなというふうに思っていたところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 3年前の局地水害対策のほうでは、水路というか側溝を直していただいて、ある程度もう大丈夫かなと思ったところだったんではありますけれども、ただ先ほどの関地区と同じような形で、旧白石川の底だったということは間違いないわけで、全体よりはどうしても低いわけですよね。それで、病院のグラウンドが舗装されちゃって、一気に流れてくるようになったら、もう大変なことになってきたということは、これはもうやむを得ないというのか、そういうところがありますけれども、ただ地形的にあそこは低くなっている地域なものですから、この間のような大雨が降ってきたときには、もうたとえ側溝とかそれを改修してポンプアップしたとしても、ポンプアップすること自体が不可能になってしまうということも考え

られると思うんですね。そうすると、それにかわる治水対策等、何かあるのかなと私もちょっと考えつかないんですけども、何か専門の立場からもう少しいい効果のある方法というものはないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 専門ということではございませんで、当然ハード整備する方向では私たち直接かかわっていきますけれども、低地部ゆえにという部分をどう補うかというのは、都市建設課あるいは町としても最大の課題であります。たった8インチ、20センチのポンプを二、三基入れたからあの雨が防げるかどうかというのは、当然わかりません。ただ、減災につながる一步であることは間違いないわけで、それをどのくらいの量にしたらいいのかというのは、これからとにかく効果を見ながらということになりますが、具体的にあの場所を例えば議員のご提案のように集団移転するとか、そういうことの方角では全く考えていません。通常の生活も始まっていますし、先ほど町長答弁で言われたとおり72戸床上浸水されて、もう既に半数以上が修繕されて通常の生活に戻っていますので、その辺ご理解いただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに進んでいることはそのとおりで、確かに完全に直るとは私も考えていないんです。ただ、あそこを以前に私歩いたときに、たまたまあそこに家を新築された方がいらっしゃって、うちをつくったばかりで、床の暖房も全部入れちゃって、それが全部だめになって随分嘆かれていた方がいらっしゃるんですね。そのときに、その方も随分ここでいいのかということは調べたらしいんですけども、川の底だったということはどこにも書いていなかったと言って怒っているんですね。そういう方もいらっしゃるので、それを本当になくそうと思ったら、集団移転というのも極端な例かもしれませんが、逆にそのくらい想定するぐらいの、極論ぐらい出るぐらいのところだということは、ぜひ認識していただいて考えていただければと思います。

それでは、緊急しゅんせつ債なんですけど、これは積極的に利用するというお話を今いただいているんですけど、私がいただいた資料によりますと、土砂の除去、樹木の伐採、そういったものも全部含まれるということで、これはため池とかそういったものにも使える、可能じゃないかと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 国交省から示されています来年度予算にかかわる分についてで

ございますけれども、これは河川という位置づけになってございます。つまり町ですと普通河川、いわゆる五間堀ですとか、槻木かいわいの関根堀ですとか、そういった普通河川が対象ということで書かれているようでございます。全体の河川数にすれば7河川ありまして、約46.1キロメートル管理しているんですが、その部分については対象になろうかと思われま。残念ながら、ため池等については記載はございません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） これはちょっと東京のほうで講習会があったので私も行って来たんですけども、そのときの資料というかお話ですと、緊急的に実施する必要がある箇所として、河川、ダム、砂防、治山ということも出てきているので、ちょっと私は含むのかなと考えたのですけれども、これは確認してみただめだったということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 事前に示されておりますガイドラインによりまして、ため池等の記載はないということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうしますと、ここに書かれている樹木伐採等というのも、これも河川に係る樹木という意味になりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 秋本議員言われるとおり、河川の樹木という認識です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。それでは、これは5年間の時限になっていますので、ぜひこれを積極的に利用して、この際と言ったらおかしいんですけども、一気に解消できるような方策を考えていただければありがたいと思います。

それでは、その次の排水機場、古河水門付近なんですが、これは住民懇談会でもいっぱいここは話が出てきたんですけども、私なんかも見て歩きますと、あそこの排水路から今回の隣の道路まで4.2メートルぐらい高さがあるんですね。それで、河川幅が、カルバートの幅が6メートルぐらいということで流れてくるんですが、その水門のところでは、きのうの答弁にも出ておりましたけれども、ゲートが2つあるんですね。そのゲートの幅が2.6メートルの高さ、2.7メートルぐらいなんです。そうすると5メートルとか幅が6メートルで高さが4.2メートルで来た水路が、そこでそのゲートをくぐらなければ白石川に出られませんので、いわゆるボトルネック状態ではなかったかと。ということは、あの水門が自然流下でいきますので、流れる

流量というのも自然と決まってくると。それ以上に流入するものが多ければ、そこである程度渦ができて、2.6メートル、2.7メートルの水門を通る量しか出られない。そうすると、そのところではある程度逆流的な渦が巻いていたのではないかと私は考えるんですけども、そういう解釈はできますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 古河水門自体、地区外排水路が西船迫団地の整備とともに整備されて、その際にできた水門でありますけれども、河川占用行為でもってあの水門はできたということで、あれはいわゆる県のチェックでもって全てが決まっているということございまして、確かに議員言われるとおりボトルネックの状態であったのではないかと、形上はそうなっていますので。ただ、渦を巻いてどうのこうのとか、そういう状況は当然確認はできていません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私も当時そこにいたわけじゃないので確認はしていないんですけども、ただ現状から考えてそういうふう想像もできるのかなと。私はその流量とか、ボトルネック状の形から考えました。

それで、あそこのところに多分、来年度買うという大きいポンプは優先的にそこに配置するのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 大雨が予想される場合に、まず一番最初に実は浸水が始まるのが、西住地区でございます。その後に、徐々に最後のほうになって実は地区外排水路、いわゆる新生町、若葉町、東船迫地区へと移行していくんですが、恐らく通常の雨といいますか、少し強い雨ですと、最初に西住地区にそのポンプ車を配置する可能性のほうが大きいと思います。

ただ、そちらの業者さんの手配とか、ポンプの手配が完了していましたならば、当然優先的に地区外排水路、新生町、若葉町、東船迫地区一帯の水害防止のために、福祉センターのほうに配置したいというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。

それでは、またちょっとここに書きました須川前の樋門です。あれはそういう状況であれば、より先に設置して、いつでもポンプが設置できるような排水ピットをつくっておくのが必要だと思うんですよ。排水機場、それが20年ぐらいかかると、今町長のお話からそのように受けて

聞きましたので、その間のつなぎということでもないんでしょうけれども、そのような排水ピット及び樋門、樋管というんですか、そういったものを設置しておいたほうが、よりスムーズに動けるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） この須川前の大樋管といいますか、これは変わった形になっているというか、リコー側から来る水を、まずは面水路で受けて、それからいわゆる旧給食センターといいますか、旭地区というんですが、そちらから来る側も別な水路で受けて、白石川の水路が上がったならば樋管を閉める。そうすると水はあふれてくるので、センターのいわゆる真ん中に排水ピットができていて、そこに全部落ちるようなシステムになっています。そこにポンプ車でもってポンプを入れて白石川に排水するという形になっています。

私たち、きのうも答弁させていただきましたけれども、そういった形が理想ではないかということで、既に今委託もしていますので、大河原土木事務所のほうには堤防にそういった仕掛けができないかというところについては、現在協議段階でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私もぜひ必要だと思いますので、早急な協議を進めていただければありがたいと思います。

それでは、排水面積を今出していただいたんですが、船迫の排水路、これが3.71平方キロメートルというんですが、船岡地区、例えば白石川の南側、そのところと白石川の北側というふうに考えたときに、どうしても北側のほうは、先ほどちらっといいましたけれども、湛水能力のある水田が少ない、あるいはすぐ山がありますので勾配が急になっている、それで一度に集まりやすいといった状況を考えると、三名生とか五間堀排水路と同程度の能力のある機関場というのが必要になってくるのかなと私はこの面積から考えるんですが、どのようにこの面積を考えますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 答弁書にも書いてありますが、この地区外排水路については、毎秒24.641立方メートルです。毎秒24トンということは、1分間で1,440トン、ポンプ排水能力は四日市場排水機場で毎秒3.6トンはけるんです。そうすると、四日市場排水機場の1,200ミリサイズですと、今回9台必要になるということです。そのくらい大きな規模のものになるということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに私もちょっと計算してみたんですけども、面積はわからなかったんですけども、例えば今回のような53ミリ1時間雨量があったとすれば、1ヘクタールに雨量だけで約9立米になってしまう。それに面積を掛けていけば膨大なものになるということは承知しておりますけれども、ただこのくらいの面積があって、特に白石川北側については、先ほど言いましたように勾配を考える、あるいは湛水能力のある水田が少ないということを考えると、一度に急激に集まる可能性もあると思いますので、その辺も考慮した上で考えていただければありがたいと思います。

それでは、2問目の電力の関係に移らせていただきます。

先ほどの町長答弁のほうで、デマンド値の管理ということが出てくると思うんですが、3点目のほうで管理の中身をお聞きしているんですが、これは20施設の高圧電気の供給を締結しているということは、とりあえずは20施設でデマンドの管理を行うというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 高圧につきましては、料金体系上、デマンド、いわゆる30分間の電気使用量がそのまま1年間の基本料の目安になるということでございますので、その20施設の個々の施設でデマンドを管理するという形になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 具体的に20施設というのはどういうふうな中身であるのか、可能であれば教えてもらいたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 当然、高圧電力を契約している場所でございますが、20施設につきましては、まず役場庁舎です。あとは船岡保育所、船迫子どもセンター、槻木駅コミュニティプラザ、町内の小中学校9校全部です。あとは、学校給食センター、槻木生涯学習センター、農村環境改善センター、船岡生涯学習センター、船迫生涯学習センター、しばたの郷土館、あと最後に柴田球場ということで、20カ所になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） デマンドの管理ということを今ちょっと聞いていたんですけども、このデマンドを管理すると電力代が安くなるとか使用料が減るといのはどういうことなのか、その仕組みを教えてくださいたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

- 財政課長（鈴木俊昭君） 高圧受電の場合は、500キロワット未満の場合、柴田町の施設は全部そうでございますが、その月と過去11カ月のうちで最大需要電力、つまりデマンド値ですね。その最も大きい値が基本料金の計算に使用されるということでございます。つまり、一度でも大きなデマンド値が出てしまうと、その後1年間、そのデマンド値が適用されて基本料金が計算されるということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 7番（秋本好則君） わかりました。本当に30分ごとに計算していきますので、一瞬でも出てしまうと、その結果が1年間その電気代に拘束されるということになりますので、非常にその管理というのは大事だと思うんですが、これを例えばどういうふうな形で管理していくのか、その方法についてわかる範囲で教えていただければと思います。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（鈴木俊昭君） 今ちょっと検討しているものがありまして、電力の見える化という施設がございます。そういう施設というか、装置ですね。それを導入して、今この施設では電力をどのくらい使っているかということを見る化させて、そのデマンド値を把握して、いかに多くデマンド値がならないように管理していくかということは今、各そういった専門業者のほうがございますので、そういう資料収集に入っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君） 電力の見える化という、こういう冊子が出ておりまして、これは省エネルギーセンターで出しているものです。こちらのほうでは見える化というのはどういうことかということで、省エネのやり方、あるいは無駄なところ、そういったものをチェックしてくれると。たしかここは無料で各施設に来て、その辺の指摘箇所を指摘してくれるという事業もやっているんですけども、そういったことを利用していくという方法も一つかと思うんですが、どうお考えでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（鈴木俊昭君） 今、使用している電力会社のほうでもそういうコスト削減に向けた定量的な試算もしていただけますし、あとその使用量に対しての改善策の検討、あとその報告等も無償でやっていただけるということで、その内容に提案としていただいております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。
- 7番（秋本好則君） 何か省エネルギーという形でやってくると、とにかくこの電気は消せとかいうことになってくると、何かやらされ感というんですか、それがどうしても出てくると思

うんです。それじゃなくて、自発的にやっていかなければ、こういうエネルギーあるいはSDGsの問題、低炭素のほうに移行するというのも、自分たちで考えて自分たちで動くような形をとっていかないと生きてものにならないと思うんですよ。それが見える化の最終的な形だと思うんですけども、町内というか各施設の中で、20施設にデマンドのモニターをつけたと思うんですけども、それをどういうふうに生かしていくのかという庁舎内体制というか、中のほうのそれに対応する組織というか体制、それはどのように構築されていきますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） その見える化で意識づけさせていただくためにも、やはり職員に対して当然省エネの意識をつくっていただくという形で、省エネの専門家というか、技術者を招いて研修を行うということも考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） ぜひ行っていただきたいと思いますと同時に、見える化といった場合には、例えばさっきのデマンド値を調整して年間電力代が多分下がると思います。その下がったところ、それをどういうふうに生かすかということも見える化の一つだと思うんです。確かに皆さんが努力して行って、各施設で少しずつ調整して行って、下がって、どのくらい浮きましたと。これを町民の方にクリアにするということ、そして皆さんの努力でこのくらい下がりましたということが、逆にモチベーションになって行って、もうちょっと下がるんじゃないか、下げられるんじゃないかというふうを考えていく、これも一つの見える化だと思うんですけども、そういう方法は何か考えておられますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 当然、毎月の使用量が棒グラフとかそういう形で表面化、数値化されてきて見える化になると思います。それでモチベーションを持たせるということであれば、だんだん下がって行って、職員頑張っているなということをどこかで公開して、そういうことを進めていく方法も考えていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） これは民間電力になってしまう話なんですが、この近くでいくと土湯に民間電力があります。そこのところは株式会社元気アップつちゆというものをつくってございまして、そこは地熱を利用したバイナリー発電とか、水力発電とか、そういうことをやっていて、電力を浮かしているわけですね。それで、浮いたお金で何をしているかという、地域おこしに使っているんです。それで、温水があるのでエビの養殖を始めてみたりとか、コンニャク工

房をつくってみたりとか。それで、たしか私が聞いた範囲では、ちょっとこれは確認していない話なんです、土湯の小学生の給食費をそこで賄ってみたりとか、奨学金を出してみたりとか、そういう使われ方をされていて、本当にみんなが努力してつくったものをみんなに還元するということが目に見えるという形なので、もっとやっつけていこうという組織になっているんですね。そういったことを柴田町でもやれば、かなりまちづくりなり、何かやる気が出てくるというか、モチベーションが出てくるような気がするんですけども、何かそういうことは考えられませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） そういうモチベーションを持たせるというのも方法かと思いますが、なかなかその電気料を下げたからといってこちらに回すというのをできる財政状況かどうか難しいし、なかなかそれはちょっと今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私がこのエネルギーの問題をいろんな勉強会なんか開きながらやってきているんですけども、これの考え方というのを、ここが一つ突破口になるような気がするんですよ。例えば、前の三重県知事の北川さん、あの方が述べられていたように、これからの改革を、事実認定のほうから価値認定のほうに、価値前提ですね。そういったことに移すためには、一つの突破口があればそれができるんじゃないかと、これが電力の省エネはそれにつながってくるんじゃないかと思うんですよ。例えば、今までやってきたからこのままでいいやという形から、そうなのという形からも少し考えていって、もう少し違うやり方ができないかなと考えていく、これが価値前提のやり方ということだと思うので、一つこういうことをやっていくと、違う方向にもいろんないい面が出てくるんじゃないかと私は思っているんです。ですから、庁舎内あるいは行政の中のエネルギーを一つ見える化していって、どのくらい浮いて、どのくらい節約できたんだよということを何かの形で示していく、そしてそれが努力していてみんなが動けばもっと下がるかもしれない、そしてやってみたら本当に下がったとすれば、そのモチベーションというのはそこだけにとどまらないと思うんですね。いろんなところに波及していって、いろんなまちづくりができてくる。それがこの私に見える化の最終的な目標だと私は思っているんですけども、これは多分検討ということで終わると思いますけれども、ぜひ考えていただきたいと思うんです。

それで、先ほど庁舎内というか役場内、施設内の勉強会という形で、私はエネルギー管理講習というのを一つ提案していたんですけども、これについては難しいという返答なのかなと

思うんですが、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） エネルギー管理講習についてでございますが、このエネルギー管理講習につきましては、対象となる特定事業者がございまして、1年間に原油換算でエネルギー使用量が1,500キロリットルの事業所で、そこにエネルギー管理士とかという形で選任しなければならないということでございます。

柴田町の町全体の電気使用量とエネルギー使用量を原油換算すると720キロリットルで、1,500キロリットルの半分以下という形になっていますので、この省エネルギー管理講習は受講する義務はないんです。そして、これは受講料もちょっと高いんです。1人頭1万7,100円かかるということでございますので、やはりこれはちょっとなかなか柴田町の職員に漏れなく受けさせるというのも難しいですし、やはりそれはそれにかわる電力会社で主催していただけるようなセミナー等で代替して意識改革をさせていただきたいと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） 済みません。私が言っていましたのは、その法律に基づいてエネルギー管理統括者、そういったのを置くということじゃなくて、どういう形でこれが生きてくるのかということ、例えばエネルギー管理講習というのは誰でも受けられるんですね。資格条件がありませんので。ですから、これを例えば各施設ごとに1人ぐらいいるとか、そういった感じで。それでその方が啓蒙していけばいいだけの話ですから、全員受けなくちゃいけないと私は提案しているつもりはありません。各施設に1人ぐらいそういった勉強をする方、あるいは学んだ方がいらっしゃれば、見える化にもかなりいいと思いますし、有効だと思うんですけれども、各施設ごと、例えば20のところをデマンドを置くのであれば各施設に1人ぐらい、これは考えられませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） なかなか予算のほうの関係もございまして、一度に20人というのもなかなか難しいかと思っておりますので、検討課題という形でさせていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○7番（秋本好則君） では、ちょっと目先を変えまして、前に皆さんいつだったか日にちは忘れたんですけれども、負荷率というのを計算していただいたことがあったと思ったんですが、例えば一番電力を使うのはこの庁舎なんですね。その次がたしか、契約電力量からすると野球場が大きかったと私は記憶しているんですけれども、野球場というとまず照明があるんです

けれども、その照明は大体どのくらいの範囲で使っているものですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（石上幸弘君） オンシーズンとオフシーズンで若干違うんですけども、オンシーズンでいきますと大体5日から10日で球場は使われております。それから、多目的グラウンドにも照明はありまして、多目的グラウンドはオンシーズンでいきますと6日から15日で使われております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） ちょっと資料が見つからないんですが、負荷率を計算してみたんです。そうしますと、野球場のほうの負荷率は十何%、もっと低かったかな。済みません、ちょっとメモが見つからないんですが、かなり低いと思うんです。そうすると、20%以下であれば、それを民間電力にやっていったほうがかなり有利だと思いますし、一度この庁舎の使用料を民間電力に見積もってもらったことがあったんですよ。そうしたら二百数十万下がるという結果が出ていたんですね。ですから、そういったものを管理講習のほうに回せば、1人頭20人やって30万ぐらいというのは楽に出るんですけども、そういった考えということではできませんでしょうか。例えば、民間電力にその部分だけやってもらうというようなことは考えられないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（鈴木俊昭君） 部分的にということは施設、例えば1施設だけを別な会社という形かと思いますが、それですとなかなか電気料金の削減率も1施設だと効率が悪いということもありますので、3年後をめどに考えている一般入札の際は、その20施設をまとめて入札をかけたほうが効率がいいかと思っておりますので、その方法で考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） メモが出てきました。負荷率を計算してみると、野球場のほうは2.7%でした。これは契約のところと、契約料と実際使った電力のどのくらいの差があるかということで計算していくんですが、一番高いところで給食センターが19%、負荷率で一番低いところが野球場で2.7%。民間電力でプラスになるというのは20%になっていると思うので、そういうこともちょっと視点を変えて考えるだけでいろんなとり方ができると思うんです。そういったことを踏まえた上で、全体的な省エネ、そしてそれがどのくらい下がったかというのを見るような形にしていって、皆さんにお示ししていくということも一つの方法だと思いますので、ぜひそっちのほうにいくように検討をお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

10時55分再開といたします。

午前10時43分 休 憩

午前10時55分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

11番安部俊三君、質問席において質問してください。

〔11番 安部俊三君 登壇〕

○11番（安部俊三君） 11番安部俊三です。大綱1問、質問いたします。

今後のみやぎ県南中核病院への本町の考え、対応は。

みやぎ県南中核病院のあり方、課題となっていることが、昨年度あたりから特に取り沙汰されています。国の動きとして、厚生労働省が昨年9月26日、診療実績などから再編、統合の議論が必要だとして、全国424の公立、公的病院の名称を公表しました。このリストには県内19機関（廃止1機関を含む）が該当しましたが、みやぎ県南中核病院は含まれていませんでした。

昨年11月13日に開かれた仙南地域の地域医療構想調整会議で、みやぎ県南中核病院と公立刈田総合病院の医療機能を分化する方針が明らかになりました。

このことを後押しするように、厚生労働省は、ことし1月31日、地域の病院機能の再編、統合を財政面などから支援する重点支援区域に、宮城県の仙南、石巻、登米、気仙沼など3県5地域を選定したと発表しました。

国は、重点支援区域に対して優先的に財政支援をするほか、厚生労働省職員が直接助言するなどして、再編議論を促すとしています。医療機関の再編は全国的に低迷しており、モデルケースとしたい考えからであるとしています。仙南とは、みやぎ県南中核病院と公立刈田総合病院を指しています。

みやぎ県南中核病院では、産婦人科の分娩医師が今年度末で退職し、後任の確保にめどが立たず、医師が不足するため、ことし10月以降の分娩を休止するということが喫緊の問題となっています。10月以降は、妊婦健診を受けた患者に対し、分娩機能を持つ東北大学病院など、仙台、岩沼両市の6病院に紹介する産科セミオープンシステムで対応するとしています。これは、

昨年12月9日、同病院の公表で明らかになりました。

この問題で、病院と仙南2市7町の首長が昨年12月24日に県庁を訪れ、村井知事に分娩休止の回避と周産期医療の安定的な提供体制の確立に向けた支援を求めています。引き続き産婦人科医師の確保に努め、地域の公立病院として分娩医療の再開を目指していくとしていますが、住民に与える影響が大きいことから、その行方に懸念を拭い去ることはできません。

以上のことを踏まえ、今後の町の考え、対応について伺います。

1) 出資母体の町として、みやぎ県南中核病院をどう捉え、どのように現状を把握しているのでしょうか。

2) 今後のみやぎ県南中核病院のあり方、課題、問題にどのような考えをもって対応していくのでしょうか。

3) 差し当たりの問題となっている産婦人科分娩休止について、町として回避する手だてはないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安部俊三議員、中核病院に関して3点ございました。

1点目、2点目は関連がございますので、一括してご説明申し上げます。

みやぎ県南中核病院の経営は、仙南医療圏の人口減少と高齢者数の増加等により、大変厳しくなっています。また、看護職を初め医療従事者の確保が喫緊の課題と捉えています。

令和元年11月13日に開催された仙南地域の地域医療構想調整会議では、みやぎ県南中核病院と刈田総合病院の医療機能の分化が、県と東北大学の方針として公表されました。また、地域医療構想の実現に向けた重点支援区域に全国で5カ所が選定され、その中に宮城県の仙南が選定されました。この選定により、中核病院に急性期病床を集約して急性期医療機能を強化し、刈田総合病院は回復期医療に重点化するとともに199床までダウンサイズすることで診療の効率化を図る方向性が確定しました。

みやぎ県南中核病院では、厳しい経営状況から、一昨年秋ごろにみやぎ県南中核病院の経営健全化に関する5カ年計画を策定し、経営分析室、看護師確保室を立ち上げて、具体的な検討に入ったところであります。

現在、みやぎ県南中核病院と刈田総合病院の診療データ及び経営データをコンサルタント会社に提出し、データ分析を依頼しているところです。この分析結果を踏まえ、今後両病院のあるべき姿や経営改善効果を盛り込む具体的なプランを策定中であります。策定されるプランの

公表は3月以降になるとの情報を得ています。

今後、データ分析結果を踏まえて、両病院の構成市町の首長と仙南地域の医療提供体制について話し合いを進めてまいります。現在の時点で病院機能の機能分化はやむを得ないと考えておりますが、経営統合については慎重に議論を重ねてまいりたいと考えております。

3点目。令和元年12月24日に、みやぎ県南中核病院企業団と仙南2市7町の首長及び当域関連の県議会議員とともに、みやぎ県南中核病院における分娩中止等に関する要望書を宮城県知事に提出し、分娩中止の回避に向けて支援を求めたところです。県からの具体的な回答はまだ得られていませんが、問題の根源は産科医の不足、特に男性産科医の不足及び過重労働による大学離れ、高齢出産の増加によるハイリスク分娩への医療対応、そのための分娩施設の限定と医師の集約化など複雑であり、短時間で解決は難しいと考えております。

今後も県や仙南圏域、関係機関と役割に応じた連携を保ちながら、安心して子どもを産むことのできる医療提供体制の維持、充実に向け努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安部議員、前後してしまっただんですが、通告書の確認をさせていただきますが、15ページの間ごろなんです、産婦人科のというところの通告書で「常勤医師」となっていますが、「分娩医師」とお読みされたようなんですが。

○11番（安部俊三君） 「常勤医師」です。

○議長（高橋たい子君） 「常勤医師」でよろしいですね。

安部俊三君、再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 何点か再質問させていただきます。

まず、1、2問目に関連して質問させていただきます。

みやぎ県南中核病院と公立刈田病院が重点支援区域に選定されたということですが、その支援の期間や支援内容について、現時点でわかっていることはどのようなことなのか、お伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 重点支援区域の支援期間や内容ということなんですけれども、まずこの重点支援区域のことなんです、こちらのほうはみやぎ県南中核病院と刈田病院のエリアがまず決められた方向性についてなんです、診療データの分析や民間の医療機関では賅い切れない機能に重点化して整備再編したほうがいいだろうという病院を全国の中で選んだというものになります。

いつまでというものなんですけれども、こちらのほうは団塊の世代が後期高齢になる2025年、そこまでに全国の病院の機能をというふうなことが国のほうでは言われております。

現時点で、この重点支援区域の件で県と国から示されているものが、令和2年度の予算の件しかお話はまだ出てきてはおりません。令和3年度については、何に財政支援が来るとかというものもまだ発表はされていないのが現状です。

国の助言や集中的な支援というふうなことなんですけれども、一番今示されているものが、病床削減、ダウンサイジングというものなんですけれども、病床を減らさなければならないというものに対して財政支援を手厚く実施ということで、今のところ示されている資料ですと国が10分の10ということを示されています。どこの病院にどのぐらいというものを、まだ示されているものではございません。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 医療機能の分化の議論が進められることと推察されますが、この分化することのメリットなど、町としてどう考えているのでしょうか。また、医療機能の分化について、いつまでという期限の目安はあるのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 医療機能の分化のメリットということなんです、この仙南地区でお話ししますと、いわゆる二次医療、町内で急な腹痛とかけがで診るのが一次医療、あとは二次医療と言われる入院が必要なところが、仙南圏域では中核病院と刈田病院と2カ所になっていて、同じような機能をしている病院が同エリアにあるというのが言われております。こちらですと、同様の医療機器をそれぞれ備えているということもありますので、医師等の人材や医療機器の活用が、一緒に使うことができればメリットは非常にあるのかなというふうに思っております。

あとは、二次医療圏、この仙南管内で医療が完結するというのが、地域生活が、本当に安定した生活が安心してできるというものになるんですけれども、ここは仙台医療圏に非常に近いということもあって、患者さんが非常に流出しやすいというものがあります。それを2つの病院の機能を、今どちらも急性期の病院というふうになっているので、急性期は片方に集約をして、高度急性期もそちらに集約。あとは、介護や慢性期の患者さんをうまく配分することで、非常にお医者さんにとっても、看護師にとっても、マンパワー的にはメリットがあろうかなというふうに思っております。

期日、期限はまだ示されてはいないんですが、国の大きな方針は全てこの2025年のほうに向かっているんで、そのあたり、ここ二、三年で決めていかなければ間に合わないかなというふうには思っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） ちょっと観点が変わりますけれども、1問目、2問目に関してですけれども、ことしの2月18日の河北新報に、みやぎ県南中核病院の附属施設であります村田診療所が老朽化しており、移転を検討しているということが報じられておりました。このことについては、町としても承知していたことと思いますが、医療機能の分化協議に含まれて議論されていくということと理解、認識してよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 医療機能の分化の一つに入れるかどうかということだったんですけれども、村田町の診療所は入院の設備がない診療所なので、いわゆる一次医療の診療所という扱いになります。今回のその検討は、二次医療圏ということで、入院を旨とするところの話し合いというふうには伺っていますので、中核病院の附属診療所の扱いで検討されるものというふうに思っております。

新聞記事が出たときに、私も気になりまして、実は村田町役場さんのほうに確認した経過があるんですけれども、こちらは非常に老朽化したので、施設設備、排水やトイレの設備なんかかなり古いというようなことで、それをきちんとしなければ診療機能が維持できないという意味での老朽化、そこの建てかえというようなことを考えていて、まだどこに建てるとか、どういう規模でとか、どのぐらいのものにするとか、そういったのは全然まだ決められていないという話を村田町さんのほうからはお聞きしてきたところでした。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 3問目に関連して再質問させていただきます。

まず、みやぎ県南中核病院にて、令和元年度に分娩した本町の人数はどれくらいに達しているのか教えていただきたい。わかっているのであれば、人数をお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田町の方が出産する病院が非常に、7割が町内の病院と、あと岩沼市の病院と中核病院という4つの病院にほぼ7割、毎年のようにいらっしゃるんですけれども、中核病院に関しては、今年度に関して2月に新生児訪問ができた分までということな

んですが、大体1月生まれまでというふうに想定していただければいいんですが、27名の方がいらっしまいました。柴田町の中では3番目に多い病院というふうになっています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 10月以降の産科セミオープンシステムに関して、町の保健センターなどの健診や母子手帳の交付で、現時点において指導周知するなど、その対応を行っているのでしょうか。既に行っているかどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 母子手帳交付のほうでは、こちらの病院のほうではお産を中止するのは秋ごろというふうなことだったので、最近の母子手帳交付の中ではお1人、中核病院から妊娠届をもらってきたけれどもどこでお産をしたらいいでしょうかと、それぞれの6カ所の病院の場所とか外来、土曜日やっていない病院もありますので、そういったことを自分の生活と合わせてご相談という方は、1件あったということでした。皆さん、中核病院のセミオープンシステムのこともしっかりわかっていて受診していらっしやるという現状でした。町のほうではそのまま中核病院の方は手厚く支援はしていきたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） みやぎ県南中核病院企業団の2月定例会にて、同僚議員の一般質問に答えていますが、先ほども町長の答弁の中にもあったんですけども、分娩の休止の根源は産科医不足、特に男性産科医の不足及び過重労働による大学離れ、高齢出産の増加によるハイリスクの分娩への医療対応、そのための分娩施設の限定と医師の集約化など複雑であり、短時での解決は難しいという考えを示していますが、町としての認識も、病院の企業団の認識と同じように捉えてよろしいのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 企業団の議会で答弁された内容と、町はほぼ同じというふうに考えております。なくてはならない病院というふうに考えているのと、あと町内で2カ所分娩でお産をしていただけている先生がいらっしやるのですが、今は高齢出産の方も多いですし、何か病気を抱えたまま妊娠される方もいるので、町内の先生が、入院設備のある病院がそばにあることで安心してお産とかそういったものができるというお話もいただいていますので、町のほうでは企業団で話が出たことと同様に考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 産婦人科の10月以降の分娩休止の回避については、さまざまな努力がな

されていることと思われませんが、公表されてから約3カ月経過しております。町は開設者協議会などにて、回避に向けて企業団への提言や要望を行ってきているのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 県南中核病院の開設者協議会は、1市3町のそれぞれ首長と病院の幹部で経営や内容について話し合う会議になっております。その中で、私は首長と一緒に出席は開設者協議会のほうにはするんですけども、一番意見を言うのが柴田町の町長なので、何といえますか、言いたいことは全て言っているのではないかなというふうに私のほうでは思っております。

ただ、病院の医師の配置、看護師の配置に関しては、1年とか要望書を出したから3カ月ぐらいで回答がやはり来るものではなく、来年、再来年と、3カ年ぐらいの経過を見ないとなかなか難しいのかなというふうに思っているところでした。

ただ、働いている助産師さんの件もありますので、なるべく本当に早く、生まれる病院がなければ地域から人がいなくなるというふうには、首長さん方、考えていらっしゃるということで、今後も努力を続けていただけるというふうにはお話しはしていたので、今後も頑張りたいというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） みやぎ県南中核病院は、今後東北大学産婦人科医局の支援を引き続き仰ぎながら、さらにドクターバンクの活用、病院独自の産科医リクルート、東北医科薬科大学産婦人科との連携強化など、多方面での努力を継続していく所存と明言しています。今後、広く医師を募集するといった、打開を促すような具体的で起死回生が図られるような対応方策を、町としての考えは持ち合わせていないのでしょうか、伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 中核病院の経営でございますが、町単独で提案するということは、なかなか難しいというのが実情でございます。まず、その先生方の問題として、先ほど回答にもございましたけれども、女性のお医者さんが多くなってきております。分娩は24時間待たなしてございますので、どうしてもオンコールで呼び出すということになると男性医師ということになります。数が多くなれば多くなるほど、男性医師が出なければならぬということで過重労働、これはなかなか町で対応できないということでございます。

ですから、本来、もう一つは、子どもさんなので、いろんなリスクがありまして、最近訴訟

になるケースが多くなっておりまして、なかなかお医者さんがふえないというようなことも、医師不足があるということでございます。本来であれば、民間並みの給料をお支払いすればいいんですが、中核病院は残念ながら赤字体質で雪だるまに膨らんでおります。なので、なかなか処遇の面でも対応できないということでございます。

それで、問題は、地域に人が少なくなって高齢者がふえてくれば妊娠する可能性の若い人たちが減ってくるわけですから、病院としても急性期は縮小せざるを得ないことになります。

ただ、一方で、地域の中から二次医療圏の中で、救急医療も、それからお産もできないということになれば、国全体の地方創生に資することはないというのが町長の考え方でございます。盛んに一方では、1,600億円ですか、使わせていただいておりますけれども、1,600億円の予算で地方を再生しなさい、活性化しなさいと言っている割には、厚生労働省のほうでは、地域に合わせてというのはわかるんですけれども、そこはやっぱり都市の環境の医療体制と我々のような仙南での医療体制については、言葉は悪いんですが、げたを履かせていただかないと、全部恐らく仙台のほうに集中せざるを得ないという問題があるのではないかなと思っております。

それで、産婦人科の医師につきましては、下瀬川企業長管理者と、新しい病院長、宮崎先生でいいのかな。4月からね。宮崎先生でいいんだよね。聞いていないな。新しい先生がこの間お見えになりまして、各首長さんと一体となって、中核病院も、それから刈田病院も連携しながら、医師の確保の要望をしていくというお話がございました。

それで問題なのは、今中核病院でお産をしている方、相談もセミオープンで、実際に今度別なところで分娩するわけですね、お産をするわけです。そうすると、そのところにお医者さんをふやさないといけないと。そのお医者さんをふやすのはどこから来るかといったら、東北大学が主になるのではないかなと。我々の考え方としては、そっちのほうにふやすんだったら、今までの中核病院に残してもらったほうがいいんじゃないかというのが首長の考えなんです、やっぱり東北大学は東北大学、厚生労働省は厚生労働省で、民間の病院の機能を、何人かふやすことによって、中核病院でやっているお産の件数よりも余計こなせるという考え方も持っているんで、なかなか先生の動向、それから病院の経営状態、厚生労働省の考え方、大学の考え方がいろいろ複雑なものですから、柴田町で抜本的な改革を提案するというのはできないというのが実情でございます。やっぱり関係機関が連携して、この問題に取り組ませていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○11番（安部俊三君） 最後に要望を言わせていただいて終わりたいと思いますけれども、産婦

人科の10月以降の分娩の休止は、大変ショッキングで残念なことと重く受けとめております。少子高齢化が叫ばれて久しくなりますが、子育て支援や子育て環境の充実が大切であることは言うまでもありません。また、安全安心の確保という意味合いからも、分娩の休止の回避を願うものであります。出資母体の構成の町として、休止の回避に向けて、一層の努力を傾注するよう要望します。

終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、11番安部俊三君の一般質問を終結いたします。

次に、5番桜場政行君、質問席において質問してください。

〔5番 桜場政行君 登壇〕

○5番（桜場政行君） 5番桜場政行です。大綱2問、質問いたします。

1 問目、ひとり親家庭に対する養育費の確保支援を。

本町では、平成27年3月に柴田町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「みんなで育てよう きらりと光るしばたの子」を基本理念として、子ども・子育て支援の質、量の充実、安心して子どもを産み育てる環境、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現に取り組んでいます。

しかし、ひとり親家庭においても、働いても経済的に自立できる収入が得られない、いわゆるワーキングプアと呼ばれる状況も深刻です。

一方、就労収入以外で母子家庭の生活を支える養育費の現状は、平成28年に実施された全国ひとり親世帯調査によると、約8割の世帯が継続して受け取っていません。離婚したとき、子どもの生活に欠かせない養育費を支払う約束だったのに振り込みが途絶えてしまうなど、支払われていない要因はさまざまな理由がありますが、養育費の未払い問題は貧困の大きな要因になります。

近隣の参考数値として、仙台市で実施した平成30年度ひとり親家庭生活実態調査では、養育費を受け取っている母子家庭は28.5%にとどまり、そもそも受けたことがない母子家庭が56.4%と、半数以上が養育費を受け取っていません。

養育費は、子どもが社会的自立を果たすまでの養育に係る費用です。子どものいる夫婦が離婚した場合、非親権者側にはその養育費を支払う義務があり、養育費の受け取りは子どもの権利でもあります。

そこで、本町の今後のひとり親家庭に対する養育費の確保支援の考えを伺います。

1) 本町でひとり親家庭を対象とした養育費の状況、養育費の取り決め、養育費の月額等の

生活実態調査を実施できませんか。

2) 養育費を受け取っている世帯が約2割と受け取り率が極めて低い状況をどのように捉えていますか。

3) 養育費の確保に向けた具体的施策の第一歩として、公正文書等の作成に係る費用への助成制度を創設できませんか。

4) 養育費の保証促進補助金交付事業の導入に向けた取り組みを提案しますが、町の見解は。大綱2問目です。飼い主のいない猫のさらなる対策を。

猫は、最も身近な動物の一種であり、家族の一員として生活に癒しと潤いを与えてくれます。飼い主はルールを守って適切に飼育していますが、中には繁殖力が強い猫に不妊去勢手術をしないため、飼い主のいない猫をふやしたり、ふんや尿などで生活環境に悪影響を及ぼしている事例もあります。

町は啓発活動として、飼い主のマナーや無責任な餌やりの防止について、ホームページや広報紙に掲載したり、公衆衛生組合や環境指導員を通じて指導を行うほか、平成27年度から啓発看板を尿などの被害がある場所に設置しています。

猫の苦情件数を確認しましたが、年々減っているとのことでした。苦情の件数は、飼い主のいない猫の減少をあらわしているとは思いますが、いまだに町なかで飼い主のいない猫を見かけます。

環境省の住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドラインには、地域猫活動の必要性が明記され、行政の役割として、「地域猫活動の普及啓発を図ります。地域の対策に沿って必要な支援を行います。具体的には、活動資金の助成、住民や関係者の連絡調整、ボランティア団体と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、適正飼育の指導など」とあり、またボランティア団体の役割として、「経験があるボランティア団体などに地域住民の相談に応じてもらったり、活動に参入してもらおうと効果的な場合があります」と記載されています。

地域猫活動に、不妊去勢手術は不可欠です。飼い主のいない猫の寿命は4年から5年と言われています。このため、地域の全ての飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、不幸な子猫の繁殖が防げ、だんだんと数が減っていくことになります。TNR活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲 (T r a p) し、不妊去勢手術 (N e u t e r) を施し、もとのテリトリーに戻す (R e t u r n) 活動のことです。

本町では、動物愛護団体の方々がTNR活動を実施しており、何より町との連携を強く望んでいます。飼い主のいない猫が減少し、猫に関する苦情がなくなるためにも、さらなる対策が必要と考え、伺います。

1) 仙南保健福祉事務所や獣医師会等、関係機関と連携をとり、動物愛護と適正な飼育について、どのような普及啓発を実施していますか。

2) 本町において地域猫活動を行っている団体などはありますか。

3) 昨年、TNR活動をしている動物愛護団体の方を担当の職員に紹介をしました。台風19号での災害ごみ処理等で大変多忙だったと思いますが、その後、愛護団体とどのような連携をしていますか。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 桜場政行議員、大綱2点ございました。

第1点目、ひとり親関係で4点ほどございます。随時お答えします。

宮城県が実施主体となり、仙台市を除く県内の市町村に居住するひとり親家庭を対象に、生活等の状況調査を行っております。この調査は、宮城県ひとり親家庭自立促進計画を策定するために、ひとり親世帯の生活実態や支援ニーズを把握して、ひとり親世帯に対する福祉施策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、5年ごとに実施しているものです。

調査項目としましては、世帯の状況や就労、経済の状況などに加え、養育費についても調査されています。直近といたしましては、平成30年度に無作為抽出したひとり親を対象に、宮城県ひとり親世帯等実態調査が行われており、結果報告書が市町村に配布されています。町として、独自の調査を行うのではなく、県内全体の実態調査を参考資料として、ひとり親家庭の生活等の状況を把握してまいります。

2点目、宮城県ひとり親世帯等実態調査での結果においても、全国調査と同様、養育費を受け取っていると回答したひとり親世帯は21%となっております。母子世帯だけを見ると、受け取っている世帯は27%になります。養育費は、子どもを監護、教育するための必要な経費であり、子どもの成長を支えるために、同居していない親が生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務であることを考えれば、一概には言えませんが、多い割合ではないと認識しています。

3点目、宮城県ひとり親世帯等実態調査では、養育費について取り交わしている母子世帯の

割合は56.9%、そのうち文書を交わして取り決めをしている世帯は42.2%となっております。養育費について、町に相談があった場合は、専門的な知識を要する内容については、国が実施している養育費相談支援センターまたは宮城県母子父子家庭等就業自立支援センターを案内することになりますが、一般的には子ども家庭課や町民環境課でリーフレット等により紹介しているところです。

養育費確保に向けては、県が策定するひとり親家庭自立促進計画を推進するため、県と一体となって取り組んでまいります。

なお、公正文書等の作成費用の助成については、取り組み事例も少ないことから、先進自治体の動向を見ながら、今後調査検討してまいりたいと考えております。

4点目、養育費の不払いで生活が困窮する事例があることを受け、養育費の取り組みを公正証書等に記載し作成していることを前提に、ひとり親が養育費の保証を行う民間の保証会社と契約を結ぶことで保障が受けられるサービスがあります。この場合、養育費の金額に応じて保証料が発生しますので、その一部を助成する取り組みを行う自治体があることは承知しております。宮城県ひとり親世帯等実態調査では、養育費の取り決めをしたが守られていないと回答した母子世帯は20.4%となっておりますので、このサービスが利用できれば、ひとり親家庭の経済的な支えになる取り組みであると考えられます。

しかしながら、取り組み事例も少ないことから、保証料に対する助成につきましても、先進自治体の状況を見ながら今後調査検討してまいりたいと考えております。

大綱2点目、猫の関係でございます。3点ございました。

1点目。仙南保健福祉事務所と環境フェアの際にブースを設け、来場者に適切な飼育の仕方を説明しております。そのほかにも、各行政区において、餌やりや多頭飼いなどの相談があった場合は、仙南保健福祉事務所と連携を図り、例えば野良猫に餌を与えている場合は食べ残しを片づけること、多頭飼いにはむやみに猫を外に出して野良猫をふやさないように指導するなど、その事案ごとに直接飼い主と対話し、対応しているところです。

また、宮城県獣医師会には、飼い主のいない猫に対する不妊手術に対する助成制度があり、宮城県内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術をする場合に、手術費用の一部を助成しております。町に相談があった場合は、制度の内容を説明したり、ポスターの掲示をして啓発活動を行っております。平成30年度、宮城県の助成実績は641件で、そのうち柴田町は26件の助成を受けています。

2点目、現段階において、本町において、地域猫活動を行っている行政区または団体につい

ては把握できておりません。しかし、宮城県内で活動を行っている、つながれ命！里親会の里親募集のポスターを町民環境課の受付にも掲示しており、毎月数名の方が興味を示しているのが柴田町の現状です。

3点目、今年の台風19号に伴う災害ごみ処理業務等により、愛護団体の方との連絡をとることができない状況にありました。今後は、昨年紹介をいただきました動物愛護団体の方と連携をとるとともに、野良猫で困っている個人、行政区があれば、TNR活動を参考にし、飼い主や個人、行政区と連携し、共通の理解をもって対応していければと思っております。

今後とも、飼い主一人一人がルールを守ってもらうよう、お知らせ版や町のホームページ、注意看板を有効に活用し、少しずつでも町民の皆さんの意識の向上へつながればと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 生活実態調査ですけれども、私は柴田町ではひとり親に対する養育費その他の調査はしていないものと思っていますし、そういった柴田町のひとり親の養育費とか、養育費の額とか、そういったものの把握は、それでは県のほうのデータで把握をしているという捉え方でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今回、ひとり親生活の実態調査というようなことでは、宮城県のほうで抽出をして、平成30年に実施されたものが、今ちょうど町のほうに資料として届いている段階でございます。

それで、町のほうでわかる部分につきましては、実は児童扶養手当、こちらのほうの現況届がありますけれども、そちらのほうである程度把握することは可能ということで、毎年そちらのほうの数字は把握している状況でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） それなら、例えば柴田町でひとり親で養育費をしっかりといただいている世帯などは、しっかり把握をしているということでよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらのほうは、先ほどお話しさせていただきました児童扶養手当の現況届ということで、申し出制になっています。そちらのほうでの数字ということで把握をさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 本来、養育費をもらう世帯のうち、柴田町のそういったひとり親で何%ぐらい養育費をいただいている現状なんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 先ほどからお話しさせていただいております児童扶養手当の状況で申し出があったものということで捉えさせていただきますと、令和元年度でありますと、365人ということで申請手続をいただいております。実は養育費につきましては、その際の収入の一部に当たるというようなことでの申し出ということになりますので、そちらのほうでお伺いしている方が96人ということで、パーセンテージでは26.3%ということになっています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） そうすると、私はたまたま仙台市の仙台市ひとり親家庭生活実態調査という資料をいただいて、これを見ると大体仙台市と同じような養育費をもらっているというような形ですよね。それはわかりました。

2番目の極めて低い約二十五、六%しかいただいていない養育費に関して、ほとんど養育費というのは、民法上では扶養義務として定めており、家庭裁判所を通じた養育費の取り立てとか強制執行が本来から言うことができるんですよ。ただし、養育費を受け取っていない家庭にとって、なぜ養育費を受け取っていないかという何かそれらしいものを書いてあったのでちょっと読み上げさせてもらいますけれども、そもそもどうやって取り決めをしたらいいのかわからない、また離婚をこれからしようとした人と話をするのが嫌だ、できない、それから初めからまとまらないから諦める、弁護士事務所や公証役場に一人で行くのが心配、それから本当に自信がないなどの不安から、養育費の取り決めをしていないのが現実でございます。

先ほどの町長の答弁で、こういった方たちがいた場合は、養育費相談支援センターまたは宮城県母子父子家庭等就業自立支援センターなどを案内しているという答弁がありましたけれども、例えば平成30年度のデータでも結構ですので、そういった方が果たして何名ぐらい町のほうに相談して紹介なされたか、そういった数値はお持ちでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今年度であれば、離婚という形での相談は2件ぐらいありましたけれども、養育費に関して町のほうに問い合わせというようなことではございません。平成30年度の数字についてはちょっと把握しておりませんが、今年度ということであればその2件ということで、それは養育費に関するのではなくて、離婚した後にどういった制度

があるのかということの確認ということではいただいているケースでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） やっぱりそもそも例えば離婚をする段階で、養育費問題に関しては、やっぱりそれぞれの立場の方は、こういったものは役場に相談してもという気持ちなのか、その辺を私もゼロと聞いて若干ちょっと驚いたところがあるんですけども、その辺はどのように捉えているかお聞きしたいんですけども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり離婚の関係は、専門的な知識がどうしても必要になるというようなことで、法テラス、こちらのほうのご案内とか、やはりそういった専門的なお話をさせていただいたほうがいいということでご案内をさせていただき、それで先ほど町長の答弁で申しました宮城県なり国なりで準備されているそういった窓口をご案内しているというようなことが今の実態でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 実は、最近の流れ的には、確かに数は少ないんですけども、全国的にも養育費の支払いに関して、全国のごくごくまだ35公共団体なんですけれども、そういったものも取り組んでいて、例えば国からもそういったものに対するリーフレットとか、そういったものも恐らく各市町村に配布はされているんですよね。そういったリーフレット関係は、ごめんなさい、私もちょっと役場のほう、柴田町役場に際してはどの辺に配置されているのかわかりませんが、そういった国からの養育費に関してのリーフレットその他というのは、国からいただいて、もしくは県からいただいて、役所のどちらかのほうに置いているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらはまず、国から出している養育費のパンフレット、それから家庭裁判所のほうで出されているパンフレット、それから法務省で出している子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&Aというようなことで、こちらのほうのパンフレットにつきましては町民環境課窓口のほうに常に置かせていただいている状況になってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） そういったリーフレットは、あくまでも子ども家庭課の窓口だけということで、それぞれの例えば生涯学習センターとか、そういったところには配置してなくて、子どもセンターの窓口だけ、槻木支所にも置いてないという捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらのほうにつきましては、子ども家庭課窓口ではなくて、町民環境課、町民ホールのほうに置かせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） それから、3点目の公正文書等の助成制度です。残念ながらやっぱり、今後の調査検討というご回答をいただいたんですが、実は助成制度に関しても含めてなんですけれども、昨年、政府が5年ぶりの見直しとなる新たな子どもの貧困対策に対する大綱を閣議決定いたしまして、この大綱では子どもの貧困対策を総合的に推進していくため、関係施策の実施状況や対策の効果などを検証評価するための指標が25項目から39項目に増設されましたよね。それで、新たにひとり親の非正規雇用割合や食料や衣服が買えない経験などが追加されました。

そして、これらの指標を改善していくための重点施策の中には、養育費の確保の推進という文言があって、政府としても養育費の受け取りをこれからちょっとふやしていこうという施策が何か見えているんですよ。

実はちょっとうちにいたときに、令和2年の衆議院の予算特別委員会でも、自民党の女性議員が森法務大臣に対してこのことを質問しているんです。ちょっと答弁の内容を聞いたら、すぐには実施するとは言っていないけれども、何となく話を聞いていたら、同じ自民党員ですね、いずれはこの法案は通るのかななんていう気持ちで見えていました。

そのほかに、実は2020年の1月にシングルマザーサポート団体全国協議会の代表も養育費の取り立てに関する要望を森まさこ法務大臣に提出して、お互いに握手などをしている写真などが掲載されて、ちょっと内容を聞いてみたら感触はいいと。国は本当にこの制度に関して前向きに進んでいるのかなと思いました。

だから、僕は近隣市町とか35団体しか、まだ検討していないところが多いんですけども、まず柴田町、観光、確かに観光は素晴らしいと思います。でもやっぱり、いろんな子育ての事業をやっていることはわかりますけれども、こういったものにまず力を入れて、県内では仙台市が4月から施行されますけれども、ほかの市町さんやっていないんですよ。こういったことをまず柴田町がやれば、子どもに優しい町だなという、そういう捉え方が全国的に恐らく注目されると思うんですけども、まずはその助成制度についてもう一度お伺いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） やはり養育費を、町長の答弁にもありましたとおり、子どもにとっては大切な費用になるというようなことで、ひとり親の貧困問題を解決する上でも必要なものであるということは、すごくそう感じているところでございます。

ただ、助成の関係ですけれども、こちらのほうにつきましてはやはりまだまだ情報量も少ないですし、どういった形での助成があるのかというようなことも、今回ちょっと勉強させていただきまして、それがきっかけというようなことになりましたので、これから情報収集しながら今後に向けて確認を、調査研究をさせていただきたいということで、町長の答弁の繰り返しにもなりますけれども、そういったことで進めさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 町の考え方はほとんどわかりましたけれども、あえて言わせてもらおうと、1年以内に施行されるであろう改正民事執行法には、逃げ得とも言える養育費不払いに歯どめをかける仕組みが設けられています。現在の民事法では、預貯金や給与を差し押さえるには、自分で相手の口座がある金融機関の支店名や勤務先を特定することが求められますが、現実には情報を入手することは難しい。しかし、改正民事執行法が施行されれば、地方裁判所に申し立てれば、相手の預貯金の口座情報や勤務先の情報を対象の金融機関や住民税の徴収などをもとに、職場を把握している市町村からなど取得ができるようになるとうたっているんです。

例えば、まだこれは承認されていませんので、実施されていませんので、でも恐らく令和2年度中には実施されるというふうに言われているんですよ。そうすると今度は、そういった方が役場に来て、税務課に来て、実は知りたいんだということになれば、恐らく税務課のほうではその本人にその情報をお知らせしなければならないという形になるんですが、税務課長はこういった法律改正になって、そういうことがいずれ行われるということは承知していましたか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（水上祐治君） 承知しておりませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 実はそういうことになるので、まだ施行されていませんけれども、いずれ成ったらそういう形になるので。

ただし、そういったこともできるのも、申し立てできるのは、裁判で得た審判や調停、公証役場で養育費が決まっている場合であり、公正文書等は養育費を受け取るための必要不可欠な文書なんですよね。だから、ぜひとも助成制度の検討をしっかりと進めていただきたいと思います。

今の話を聞いて、子ども家庭課長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 今のお話なんですけれども、養育費を債権化するためということで、そちらに文書を取り交わしということで、公正証書となるものを取り交わす必要があるということになります。今お話があったように、確定判決書であったり、調停調書であったり、あとは公証役場さんのほうで作成する公正証書、こちらのほうが必要になるということになります。

それで、ここで経費がかかってくるのは、多分公証役場のほうで作成する公正証書ということになるかと思えます。これも要求の金額に応じてその手数料は変わってくるということになります。そちらのほうで費用としてはかかってくるものであって、あとは判決書とか調停調書については印紙代程度ということになりますので、そういったことについては今後また改めて、繰り返しになりますけれども勉強させていただいて、今後の先ほどお話のあった法律の関係もということにもなりますけれども、そちらのほうも含めて今後勉強させていただきたいと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） やはり子ども家庭課の課長、しっかりこのことに関してはお勉強しているなと思いました。やはり少なくとも、私が今提案しているのは、助成制度は、最低離婚時に養育費を支払うという口頭約束、これが最低約束ということなんですよね。だから、実は助成制度をやっても対象者は、正直そんなに数はいないと思うんですよ。

あとは先ほど課長がおっしゃった公証役場の公正文書の手数料なんですけれども、公正文書の目的価格（取り決める金額等）により、実はたとえを申しますと、毎月4万円の養育費を、10万円支払うことを取り決める場合は、これは実は1万1,000円で済むのです。それから、家庭裁判所の調停の申し立ての費用は、子ども1人につき1,200円なんです。そのほかにも連絡用の郵便切手等が必要となりますが、さほどというかそんなに大きい金額は、まずかからないということだけは言うておきたいし、その金額は恐らく課長も確認はしていましたよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 確認はさせていただいておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 町民環境課にもちょっと質問してよろしいですか。

離婚届を受理するときに、未成年の子がいる場合、養育費の分担で取り決めをしている、ま

だ決めていないの記入欄がありますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ちょっと今承知しておりません。済みません。

○議長（高橋たい子君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらのほうに離婚届の写しも手元にございましたので、その中には、確かに今おっしゃられたように、右下の欄に、養育費の関係について取り決めをしているか、まだ決めていないか、養育費の大切さについて箱書きで確かに記載はされております。チェックマークをつけるようになってございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 実は、町民環境課の課長、これは当然承知だと思って聞いたんですけれども。

そのときに、役場的には、離婚届を受理するときに、養育費を決めているか、決めていないかという段階で、実は公正証書等を作成していれば、今後すごく有利な、養育費をもらうにしてもこういったものが必要なんですよという、そういった助言とかアドバイスというのは、役場的には職員はできないですね。それもわからないのかな。その辺ちょっと確認してもらえますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） アドバイスといたしますか、確認はとれるのかなと思います。こちらのほうということで、離婚届を出す際に、そういった確認はとれるのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 今の確認はできるというのは、養育費の取り決めであり、僕が言いたいの口約束とか公正文書等などを作成したほうがいいですよという、その辺まで踏み込んだお話を職員ができますかということをお聞きしているんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） 例えば、そういった相談があった場合には、このような窓口で準備をしている、法務省で出している、その手続が必要と、こういったことを取り交わしていたほうがいいですよというお話はできると思いますけれども、そういったお話もなければ、こちらのほうとしてはこういったものをこちらから積極的にお出しすることはないのかなとは思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） そのことは、恐らく今後とても大事なことになるし、いずれできれば本当はすばらしいことなのかなと実際は思いました。

4問目です。養育費の保証促進補助金交付事業に関して、実は柴田町子どもの未来応援プランの25ページの第3章本計画の基本理念、施策体系の1基本理念の1行目から2行目ぐらいまでを課長、ちょっと読んでもらってもよろしいでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 桜場議員、そこにおありでしたらどうぞお読みください。

○5番（桜場政行君） わかりました。では、私が読みます。

第3章、本計画の基本理念、施策体系です。「1. 基本理念。子どもの貧困対策は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の将来に希望が持てる地域社会の実現を目指すものです」と。

僕は先ほどもいろいろお話ししたとおり、柴田町はこの応援プランの内容を見ると、本当に僕はやっていると思います。いろんな事業、課を越えて横断的にいろんな課でやっていることはわかるんですけども、ここまでやっていたら、この制度を取り入れたら、本当に仙台市に次いで2番目ぐらいにいいのかなと思っているので、ここをしっかりともうちょっと、検討という言葉なんですけれども、我々議員にとってはその検討がどの程度の検討か見当がつかないんですよ。だから、僕はとてもいい施策だと思っているので、その検討という意味をもうちょっと私にもわかるような言葉で説明をしてもらえませんか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） こちらのほうの事業に取り組んでいるところは、全国でもまだ、仙台市は来年度からということでお話をお伺いしております。それから、大阪市であったり、東京であったり、兵庫県の明石市であったり、岡山県の笠岡市というふうなことで、まだ本当に限られている自治体ということで、それも比較的大きな団体ということです。そういったことから考えれば、まだまだこの町でそういったお預かりしているお金をそういったものに充てるかというようなこともありますので、そういったことも含めて調査をさせていただいた上でということをお願いをしたい。まずは調査をさせていただきたい、それからその事業について検討させていただきたいということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 実は、仙台市から4月1日から施行されますけれども……

○議長（高橋たい子君） 桜場議員、ちょっと今補足ということで、いいですか。

町民環境課長。どうぞ。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 先ほど離婚届提出の際の交流等、その他もろもろについて取り決めているかどうかというふうな問い合わせを確認しているかということなんですけれども、一応しているということで、窓口先ほど子ども家庭課長が持っていたパンフレットとか、あと法務省のホームページをごらんください、そういうことをごらんくださいというふうな説明はしているということです。

○議長（高橋たい子君） さきほど、さきの質問の（「離婚届のことですね」の声あり）答弁ということで、答弁漏れでもないんですが、そのことということで捉えてください。

再質問、どうぞ。

○5番（桜場政行君） 仙台市が4月1日から施行されるんですけども、実は一般質問で去年やっているんですよね。それで1年もたたずに仙台市は養育費の保証の事業を行うと。そのときに使われたのが、実は明石スキームと大阪市スキームというやり方があるんです。恐らく課長知っている。このやり方をすると、保険会社が間に入ることができるやつなので、実際保険会社のほうのデータをちょっとお聞きしたら、例えば未納があった場合は保険会社で取り立て来ますよね。取り立て率が、まず98%以上の回収率を占めているということで、保険会社は絶対に赤にはならない。この保険会社が入る段階で、もう民と民だから、本来からいうと役所の方たちは口を出せない形なんですけれども、保険会社が加入すると、それも保険会社のほうで取り立てから何からできるという制度で、これは本当に養育費の取り立てにはとってもいいやり方なんですよ。ここをしっかりと検討して、本当に一歩大きく進んでほしいと思いますが、この大阪市スキームのやつは、子ども家庭課のほうではもう把握しているということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（水戸浩幸君） はい、確認をさせていただいておりました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） このやり方は、先ほど言いましたように、公正証書等のそういった書類が必要なことが前提になりますので、しっかりとこの大阪市スキーム、そして仙台市が4月1日から施行して、実際は20名程度の方を対象にして、予算が200万円ちょっとということで、恐らくこの辺の証書の助成等を含めて、仙台市でことし約20名の枠でやっているということで、柴田町がもし実施したとしても、本当にそんなにお金のかかる事業ではないので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

大綱2問目に行ってよろしいですか。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありましたら、どうぞ。
- 5番（桜場政行君） いや、ないです。大綱2問目。
- 議長（高橋たい子君） いいですよ、どうぞ。
- 5番（桜場政行君） お昼かなと思って、済みません。
- 議長（高橋たい子君） 遠慮なく、どうぞ。
- 5番（桜場政行君） では、時間もないのでぱっぱといきます。

柴田町のTNRの活動をしている方たちがいるというのは、町民環境課としては、じゃあ承知をしているという形でよろしいんですか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） TNR活動をしている方がおられるということ、その程度しか承知はしておりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） 昨年私が、実はその方たちをご紹介した経緯があるんです。若干ちょっと早期退職なされた方がおりましたが、でも僕は恐らくこういう方たちがいますよというのを職員の方たちにお話をさせていただこうとは思っていたんですけども、それはちょっとなされていなかったという捉え方でよろしいんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） そういう方がなされていたということと、TNR活動をなされる方がいたということと、そういうことで連絡を取り合っていたというところまでしか、他の職員はちょっと把握しておりませんでした。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（桜場政行君） では、その程度の情報だとしたら、担当の職員的には、じゃあその方たちは今何をやっているとか、その方たちとちょっとアポをもう一度とらなければいけないとか、そういったお話はなされなかったのですか。そういったことはなされなかったのか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） そういう活動をなされていたというのは知っておりましたので、全然アポをとったり連携をまるっきりしないというふうな考えはなかったと思うんですけども、震災のほうへ、台風19号の災害がありましたので、ちょっとなおざりになったというのが現状でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） では、具体的にその方たちが柴田町において飼い主のいない猫に対してどんな活動をやっているか、何カ所でやっているか、今何匹の猫に対してそういった活動をしているとか、その活動をしている人たちの課題とか困り事とか、町に対してしていただきたいことというのは、一切知らなかったという捉え方でいいんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） ほとんど知らない状況でありました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） では、改めてお聞きします。TNR活動をしている方たちは、町としっかり連携を組んで、飼い主のいない猫をゼロにしたいというような気持ちでいます。改めてちょっと課長の気持ちを聞きたい、その話を聞きたい。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 苦情は、先ほど議員がおっしゃられたとおりの年々少なくなっているということは事実でございます。また、犬と違って登録している制度もないわけで、どなたがどういうふうに飼っているというふうな状況もこちらでなかなか把握できないのも現状です。ただ、飼い主とかからの相談、もしくは苦情とかがあって、初めて町が動くというふうな活動というか、業務がさまざまに主なものですから、受け身の状態というふうな状況です。

それで、平成29年度から県のほうで不妊手術の助成制度ができましたので、それについては県の獣医師会と連携して、ポスターを張ったり、獣医師会のほうから勧めていただいたりして、その去勢手術についての取り組みは行っておりますけれども、その民間の愛護団体というふうなことを活用できれば、もっと不妊手術、猫等がふえないような方策は、どのくらいふえているというのも実態把握がまだ完全にできていないわけではございませんけれども、そういった苦情も少なくなっていくんじゃないかというふうに認識しております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） 実は、うちの周りに餌やりをやっている方がいたんです。実際、注意をして、むやみに餌をやらさないでください、もしくは不妊去勢手術をしていただけますかと。やってくれない、とにかく猫は大事にしなければいけない、避妊去勢なんかはもってのほかだからそんなことできないということで、餌やりをずっとやっていて、実はうちの庭に一番多いときに二十五、六匹から30匹の野良猫というのがいたんです。

実は今、そのTNR活動をしている方というのは2018年から活動しているんです。そういった方がうちのほうにもうわさを聞いて来てくれて、それから私もちょっと知り合いになって、

実際その方たちの悩みなんかも聞いていて、実は紹介して、そのときはぜひ一緒になって頑張らしましょうねというお話を本当は受けていたんです。ところが、最近会うたびに、もう全くやってくれない、恐らく役場のほうにも、町民環境課のほうにも恐らく顔は出していたはずなのに、とにかく対応が悪い、もう役場なんて当てにならないから我々がやるという話で、本当は一緒に連携をしてやりたいという人たちがそういった方向になったんですよね。

実は、県の助成金がありますよね。これは2016年から2017年にかけてがんと上がったんですよ。実は60万円から、宮城県の獣医師会のほうでもお金を出して、約570万円ぐらいの額になっている。ところが、今柴田町で活動をしている人たちがその助成金の申請をやると、例えば当然審査とか4月から始まりますよね。ところが、いつそういった野良猫がいるかというのがわからない状況で、行ってみると11月にちょっと確認したと。ところが、11月に確認したからといって捕獲をしてすぐに手術できませんよね。その方たちがその猫をならすというか、恐怖心とかそういった安心感を持たせるために、何度となく毎日餌をやったり、下の片づけをしながら、なれてからの捕獲なんです。聞いてみたら、実際じゃあ県獣医師会を出している助成金を利用しますかと、ほとんど利用していない。上限が決まっているので、ほとんど使えない状況で、実は実費でやっているというお話なんです。だから、もし出たとしても半額ですよ、上限が。

そういった面では、本当にもうちょっと町のほうの協力があればもっとスムーズにいけるのかなと思ったので、ただししっかりとやってくれるというお話ですよ、連携を。そこをもう一度お聞きしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） そういった活動を、まずその活動内容を把握して、それに伴って猫を減らすというふうな対策は大変必要な活動だと思いますので、ぜひ連携していきたいというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（桜場政行君） どこかの地区で野良猫がいたら、例えば職員がその方と同行して、区長さんのところに行って、区長さんにそういった状況でこういう方たちがこういう活動をしますから、不審者として間違わないようにと。

それから、柴田町の広報を使って、こういう方たちの特集を組んで、柴田ではこういった愛護団体の方がこういう活動をしていますからと特集を組んで、その人たちにすごく周知をすること。

それから、実は公益財団法人どうぶつ基金というところに、行政枠で、避妊手術も含めてな
んですけれども、ワクチンも含めて無料でできる、そういう制度があるので、それもぜひ活用
していただきたいと思っておりますけれども、最後に課長の答弁を聞きたいです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 今までは飼い主もしくは住民の方々に対して、ペットの猫の飼
い方、それから餌を与えない、また避妊手術をしてくださいというふうなことの広報はしてま
いりましたけれども、今議員がおっしゃられたとおりのTNR活動、こういった活動をしている
んだということを、まず町民のほうに認識していただくような啓発をしていきたいというふう
に考えております。

○議長（高橋たい子君） 時間ですので、これにて5番桜場政行君の一般質問を終結いたします。
ただいまから休憩いたします。

午後1時20分再開いたします。

午後0時20分 休 憩

午後1時20分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番（安藤義憲君） 3番安藤義憲でございます。大綱1問、質問させていただきます。

台風被害の復旧・復興の進みぐあいは。

昨年の台風19号は柴田町内に甚大な被害をもたらしました。令和元年度の12月会議において
も台風19号に関する一般質問が数多く出されました。台風19号の襲来から5カ月となりますが、
浸水被害に遭われた方々は、自宅の修理に追われながらも、徐々にもとの生活に戻りつつあり
ます。

一方、生活道路の復旧はどうなっているのでしょうか。歩道の修理、遮断された道路の復旧、
地盤低下のかさ上げ、排水ポンプの設置計画などなど、一つ一つ解決していかなければなら
ない多くの問題があります。

そこで、復旧・復興の現状について伺います。

1) 道路の復旧状況は。

2) のり面崩れで遮断された町道本船迫12号線については、開通の見通しとか地権者との話し合いは進んでいますか。

3) 西船迫6号公園前の道路地盤低下の修繕計画は。

4) 古河水門への排水ポンプ設置について、国・県との話し合いは進んでいますか。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 安藤義憲議員、水害対策4点ございました。

第1点目、道路の復旧状況でございます。

昨年の台風19号では、道路や河川、公園など78件の土木施設が被災しました。ご質問の道路については、48件被災し、内訳は国の査定補助対象事業、対象件数が7件で、町単独の復旧箇所は41件となっています。町単独箇所につきましては、被災直後より早期復旧に向け対応しており、既に15件、37%は復旧を終えています。残りの26件についても業者に発注するなど、早期復旧に向けて進めております。

また、国庫補助対象箇所の7件につきましては、令和2年1月28日から30日の3日間で国の査定が実施され、工事費が決定しましたので、直近の指名委員会に付議し、入札を経て、業者決定後は速やかに復旧に努めてまいります。

加えて、通学路を覆っていた稲わらの撤去などは、各地区の自然保全隊のご協力により、既に全路線で完了しています。

2点目、本船迫12号線の開通の見通しですが、安藤議員がご心配されている町道本船迫12号線については、1点目でもお答えしたとおり、国の災害査定が令和2年1月30日に終了し、現在、災害復旧工事の実施に向け準備を進めております。

また、対象地権者との話し合いは順調に進んでおり、令和2年2月17日に書面にて復旧方法や土地利用について承諾書を取り交わすことができ、地権者からは全面的にご協力する旨のお話をいただきました。

3点目、西船迫6号公園東側に位置する西船迫一丁目地内の雨水対策に伴い、道路や地下埋設物の状況などもあわせて調査する計画としており、令和2年度当初予算において予算計上しております。調査終了後は、状況が把握できますので、次の段階として対策を講じてまいります。

4点目、排水ポンプの設置です。

既に、平間議員、秋本議員にもお答えしておりますが、雨水ポンプ場や排水機場などの要望については、令和2年1月15日に国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所主催の第7回名取川・阿武隈川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会の席上で、国や県へ直接要望をしております。

現在行われている阿武隈川下名生地区河川改修事業（堤防）の整備は、国に要望してから20年もの歳月を要しており、国の直轄事業であってもすぐに取り組むことが難しいことを鑑みていただきたいと思います。

また、町で行っている鷲沼調整池の整備事業が事業採択されるまでに、私が要望してから7年の歳月を要し、ようやく平成26年度から工事に至った経緯もありますので、今後も粘り強く早期に設置できるよう、国や県に対して要望してまいります。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 今の答弁ですと、26件が、まだ発注する、早期復旧に向けて進めているというお言葉でございましたが、小さなほんのささやかなと言うと語弊がございますけれども、歩道の修理等々は、いわゆる登校するときの歩道関係なんでもございますけれども、それらはどのように、この中に入っているのでしょうか、それとも全く別件の事柄として扱われるのか。その辺はいかがでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 道路に関して26件ですね。実は、入札が3月24日に行われます。その中に入っている部分もありますし、小さな箇所については業者さんに頼むなり、うちのほうの車両センター職員直営でもって既に実施した箇所もあります。特に小さい箇所なんかは、もう既に終わっている箇所が多いです。ただ、入札日を待っての復旧というところもあるということもご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。今、課長から答弁していただいたとおり、地区の中には速やかに対応していただいたということで、町のほうに感謝をしているんだという言葉も住民の中からは聞いております。本当にそういう面に関してはありがたかったなと思っております。

それで、12号線ののり面の件でございます。今答弁いただきましたとおりになっているということでございますけれども、一つ、いつごろの工事に入る予定なのか、またその工事の進捗

状況によっては開通のめどがいつごろになるのか、その辺おわかりだったらばお願いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 3月24日に契約しますと、その後待っているのが、実は道路協議とか、さまざまな関係機関との協議が、幾ら早くても2週間から3週間要するということがございます。そこからのいわゆる工事着手となれば、この部分ですと約1カ月間あれば終わるということで見込んでいます。ですから、3月24日、4月に多分入ってからいろんな段取り、材料の注文もありますので、4月に入ってからといえばゴールデンウィークごろには終わらせるような段取りで進んでもらいたい旨、お話しさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

それで、その12号線の工事に係ってちょっと心配するというか、あそこの近くに船迫館跡という教育委員会のほうで史跡を把握されていると思うんですけども、工事に係ること、その史跡というか遺跡のほうには影響ないのかなのか、それをお伺いしたいんです。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） この工事区間の延長が約9.7メートル区間でございます。それで、歴史的なものと同然近接していますので、町の教育委員会の文化財のほうとは当然協議させていただきます。現場に立ち会ってからということなので、そこでもまた少し時間を要するということになります。ただ、万が一かかっている場合には、次の手続になってくるので、そこが心配されるところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

今の答弁で、教育委員会としてもそのように対応していくということでもよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） そのように進めていくことになると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

そういうことで、この道路の復旧工事に入るに当たって、当然反対側斜面、垂直に切り立った部分の道路のガードレールの設置とかということは考えられていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） ガードレールも実は転倒ぎみというか、斜めになっております。約12メートル区間、一回撤去させてもらって、また新たに設置すると。ただ、ガードレール自体はそのまま使えるということでございましたので、そのものをまた同じように敷設させていただきたいと考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

それで、西船迫6号公園前の道路の沈下の件でございますが、もう団地造成以来40年余り沈下が続いているということで、ああいうふうな現状になったわけでございますけれども、その部分に関しては12月のときに質問させていただきましたとおりでございますが、この町長答弁にありましたように、この令和2年度の予算の中に計上されているということでございます。その調査の結果の報告というのは、教えていただけるんですよね。どうなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 安藤議員から平成29年9月会議でもってご質問いただいて、そのときにも実は道路の調査はしています。そのときに、その時点で道路は幾ら下がっているのか、一番高いところから比べると一番低いのでどのくらいあるのかということも計測させていただいています。

今回、西船迫一丁目地区の方々から要望なども提出されてございます。あの地区も床上浸水が目立ったという地域でございまして、当然地下埋設物の調査ですとか、そういった道路の高さの調査ですとか、あそこはガス管、下水道の汚水、雨水、さまざまなものが、あと水道が入っているんで、そういった地下埋設物も同時に調査させていただいて、調査終了後は、当然要望をいただいていますので、その地区の住民あるいは区長さんなんかも集めてご報告ということで考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 今回の19号のような大雨というのは今後も起き得ることだと考えます。

よく温暖化の関係で台風の上陸地点が北上したところになっているとか、今般のこの暖冬のほうのそういうふうなことも絡んでいるんじゃないかと、口数のピーククパークじゃないんですけれども、そういう話がいろいろと耳に入ってくるわけですが、そういうふうな事柄もあながち間違っていないなというふうな思いではいるんですね。

そういうふうなことを考えていくと、この地盤沈下をとめるすべを速やかにとり行っていた

だきながら、地区住民の方々が安心して生活できるような対策をとってもらいたいと思っております。いかがでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 宅地も含めた地盤対策と言われると、私どもも正直、民地についてはということは考えられない状況で、今は公共施設、いわゆる水路ですとか道路について、例えば今の地盤に対してどういった工夫をすれば雨水がスムーズに排水できるようになるのか、あるいは最初から強制排水のポンプ施設なんかもつくりながら排水していくのかということが、調査結果次第によっては明らかになるということでございますので、先ほど町長答弁で申し上げたとおり、次の段階でどういうものができるかというのも含めてご提示できたらいいなというふうに考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

とにかく住民の生活を守る立場にあるのが行政側だろうと思っております。こういう被害が出ないように、小さい被害でおさまるようなのが行政側の仕事かななんて思うんですけども、それについて排水ポンプの部分に関して、町長答弁の中にありましたけれども、国の直轄事業であってもすぐに取り組むことが難しいというふうなことで、その部分も理解いたしますが、なお事あるたびに町、町長として、国のほうに、県のほうに要望を出して、古河水門のことも大きい問題でございます。対処をよろしくお願い申し上げまして、質問のほうを終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて、3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

次に、10番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

[10番 佐々木裕子君 登壇]

○10番（佐々木裕子君） 10番佐々木裕子です。大綱2問、質問いたします。

大綱1問目、**柴田町のイベント開催に向けた整備状況と対応は。**

質問事項はちょっと現状とは異なりますが、読ませていただきます。

ことしも柴田町最大のイベントであるしばた桜まつりが開催されます。暖かい日が続いているため、桜の開花も一段と早まるものと考えられます。

我が町は、花のまち柴田を国内外に発信するとともに、おもてなしの心をキャッチフレーズとして、町職員を初め小中学生を含む町民ボランティア等々、大勢の皆様のご協力により、訪れた観光客の皆様にご歓迎の思いを込め、対応に当たっています。

整備体制においても、アンケート等の調査を踏まえ、お客様の声を反映すべく施策を講じ、お客様の安全はもとより柴田町ならではの楽しみを盛り込むなど、毎回受け入れ体制の強化が図られています。

しかし、ことしの桜まつりを迎えるに当たり、昨年台風19号等の爪跡は大きく、お客様の安全確保にどのような体制で臨むのでしょうか。また、毎日報道されている新型コロナウイルスの感染情報では、関東、関西ほか北海道でも感染者が出ており、4月ごろがピークと伝えられました。まだ東北地方での感染者はいませんが、国内外からの観光客をどのような体制、対応のもとで迎えることになるのか心配なところです。

また、おもてなしの心から、白石川千桜公園付近へのトイレ設置については、令和元年度9月会議では、県道とJRの間のしばた千桜橋の高架下へのトイレ整備に関する委託費を補正予算で計上した旨の答弁がありましたが、その後の経過について伺います。

1) 台風19号災害復旧工事が、しばた桜まつりの開催時期と重なることが考えられることから、お客様の安全を確保するためにどのような対応を考えていますか。

2) 日々感染者がふえている新型コロナウイルスですが、国内外の観光客を迎えるに当たり、どのような体制、対応で臨むのでしょうか。

3) しばた千桜橋高架下へのトイレ設置について、進捗状況を伺います。

4) アンケート等によるお客様の声で、駐車場等への誘導看板やシャトルバスの送迎案内など、もっとわかりやすくのご意見がありました。ことしはどのような対応を考えていますか。

大綱2 問目、下水道使用料賦課漏れの徴収状況は。

下水道使用料賦課漏れについては、平成30年11月現在で全額納入者が29名、誓約分割納入者が16名、誓約による分割未納3名、納入交渉中の方が9名とのことでした。

また、時効未到来額910万1,865円に対し、徴収額が571万7,980円、平成29年度12月議会での報告と比較して、徴収額は48万7,172円の増、徴収率は5.35%の増となったほか、完納者が1名ふえ、また分納誓約で一度も納付のなかった3名のうち1名が平成30年度内に完納いただく確約がとれたとの説明がありました。職員が誠意をもって臨んだ姿勢がお客様に届き、成果としてあらわれたものと思っております。

そのほか賦課漏れ防止の対策として、上下水道設置にかかわる事業者から、給排水設置工事開始に伴う申請書の提出指導や、竣工検査については竣工届提出のほか、水道班、下水道班の職員が同行し、二重のチェック体制で使用開始の有無を確認しているとのことでした。

賦課漏れが発覚した以降の平成26年度から平成29年度までにおいて、6件の違反が確認され

ておりますが、早期に事実確認ができたこともあり、口頭と文書の注意のみで対処できたとの答弁がありました。

そこで伺います。

1) 下水道使用料賦課漏れで確約のとれたお客様は年度内に完納したのでしょうか。

2) さまざまな賦課漏れ防止対策を講じていますが、その後、違反事例は出ていないのかどうか、状況を伺います。

3) 現在の徴収額及び徴収率は。

以上、答弁願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁の前に確認をさせてください。

ちょっと聞き取れなかった部分で、21ページの大綱2問目の3行目、分割未納者3名、「納入交渉中の方」ということでいいですか。

○10番（佐々木裕子君） はい、そうです。

○議長（高橋たい子君） それから、もう一点。ずっといって、「そのほか」の下、「チェック体制で使用開始の」、ここを聞き取れなかったので、「有無」ということでよろしいですね。

○10番（佐々木裕子君） はい。

○議長（高橋たい子君） それから、また戻りまして、上のほう5行目の「また」の下、「12月議会」とお読みされたようですが、「会議」ということで。

○10番（佐々木裕子君） はい。

○議長（高橋たい子君） それからもう一点、そのほか「給・排水設備工事」ということで通告されているんですが、「設置」とお読みしたようなんですが、「設備」でよろしいですね。

○10番（佐々木裕子君） 済みません。「設備工事」です。失礼いたしました。

○議長（高橋たい子君） わかりました。

答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 佐々木裕子議員、大綱2点ございました。

柴田町のイベント関係でございます。4点ほどございます。

柴田町のイベントですが、吉田議員の答弁でもお答えしましたが、国から示されたイベントの開催に関する基本方針や、小中学校、高校の春休みになるまでの臨時休校等の対応を受け、感染拡大の防止という観点から、大河原町と調整した結果、桜まつりは中止することになりました。

以下、桜まつりの開催を前提にした中で検討してきた内容について、答弁をさせていただきます。

1点目、船岡城址公園で行われる台風19号に伴う災害復旧工事については、桜まつり開催前の3月末までの完成を目指し、工事を進め、仮に工事が延長になる場合には一旦工事を中断し、桜まつりを行うようにするつもりでございました。

なお、桜まつり期間中は、スロープカーを運行し、山頂周辺の工事箇所につきましては、観光客の安全確保を図るため、工事区間に通じる園路の一部をバリケード等で進入禁止にし、迂回路等の案内により、観光客が迷わないようにしたいと考えておりました。

観光客への周知については、桜まつり会場で配布する案内マップで周知するほか、ボランティアガイドによる周知など、観光客の安全確保に万全を期すつもりでございました。

2点目、4月の桜まつりにおける町の新型コロナウイルスへの対応としましては、観光施設を管理運営する柴田町観光物産協会と連携しながら、従業員等へのマスクの着用によるせきエチケットやうがい、手洗いなど、感染予防対策の徹底を図るほか、しばた桜まつり実行委員会においても桜まつりにかかわる町職員や町民ボランティアスタッフ、各種イベント参加者、露天等の出店者へも感染予防対策の周知徹底を図るつもりでございました。

なお、国内外から訪れる観光客への対応については、掲示物や英語、中国語版の注意喚起チラシを作成し、せきエチケットやうがい、手洗いなど、感染予防対策の協力を呼びかけるつもりでございました。

3点目、本年度の予算の中で公園施設整備実施設計を業者に委託し、トイレの規模や形状、機能の検討を行っているところです。令和2年度当初予算において、トイレ設置工事の予算を計上しておりますので、お認めいただければ早期に着手したいと考えております。

4点目、今年度は駐車場誘導看板をわかりやすく設置するとともに、現地で交通誘導を行う警備員に対しても、親切丁寧な誘導をお願いするつもりでございました。

また、駐車場の案内については、町ホームページやパンフレットに掲載するとともに、わかりやすい駐車場案内マップを作成し、車でお越しになる観光客が迷わないような対策を図っていきたいと考えておりました。なお、シャトルバスの送迎案内については、船岡小学校と柴田町役場のシャトルバス乗り場にわかりやすい誘導看板を設置する計画としていました。

大綱2点目、下水道の使用料賦課漏れの関係でございます。3点ほどございました。

1点目と2点目は、あわせて回答をさせていただきます。

初めに、下水道使用料賦課漏れを確認しました平成26年8月時点での時効未到来者は57人で、

対象額は910万1,865円でありました。これに対して、令和2年2月20日現在での中途納入者及び未納者は20人で、未納総額は247万8,150円となっています。前回、平成30年12月会議時点と比較しますと、全額を完納された方が8人ふえ、37人となりました。納入合計額は90万5,735円ふえ、662万3,715円となり、収納率は9.95ポイント増の72.77%となっております。

完納されていない20人の内訳としまして、分納誓約中の納入者が9人、分納誓約しても未納者となっている納入者が1人、死亡者が1人、転出不明者が4人、生活保護者が1人、納入交渉中の方が4人となっています。分納誓約中の納入者の納入残額は95万9,051円、分納誓約未納者の残額は16万2,967円です。誓約を交わした方々については、今後も引き続き納入していただくこととなります。

なお、死亡者1人、行方不明者4人、生活保護者1人の計6人の方の合計金額67万452円については、納入を断念せざるを得ないと考えております。全体額にして5.59%です。

なお、納入に応じていただけない現在交渉中の残り4人の方の金額は68万5,680円となり、今後も粘り強く催告に努めてまいります。

2点目、平成29年12月会議で下水道排水施設指定工事店の違反行為についてはお答えしておりました。その後、2年2カ月経過しておりますが、その間、竣工届け出の遅延違反が3件と無届けでの工事実施違反が3件、合わせて6件の違反工事が発生しております。

同一業者による再三の違反事例でもあったことから、昨年3月に全指定工事店町内外90者を集めて、工事申請から竣工までの手続の確認と、違反工事の点数制とその処分基準の説明会を行いました。その結果、その後の違反工事は発生しておりません。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 大河原町と協議の上、桜まつりが中止ということになりました。毎日、きのう、テレビとか新聞にも出ておりました。

そこで、船岡城址公園の復旧はかなり早いスピードで進んでおりますけれども、スロープカーが走っている路線への影響はなかったのか、また路線の点検はなされたのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） スロープカーの点検になりますけれども、年2回、桜まつりと、あと菊花展の始まる前に点検を行うんですけれども、今回の桜まつりについては2月末に既に点検を行いまして、車両の点検並びにその軌道上問題がないかきちっと確認はさせていただい

て、問題なしという結果が出ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 桜まつりが中止になりましたけれども、スロープカーも全然動かさないと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） スロープカーにつきましても、やはり多くの方が一堂にこもった部屋に入るといような形になりますので、あくまで桜まつりイベント中止ということになっている以上、スロープカーの運行は、今回は控えていきたいなと思います。ただ、ちょっと状況が変われば、また運行ということにもなりますけれども、今のところイベント中止というようになっていますので、スロープカーの運行は今のところ中止ということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、山頂への出入り口になりますけれども、その辺はどのような対処、対応というか、入れるのか、それとも全面通さないようにするのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 一応、スロープカーが運行しない場合、桜まつりが中止となった場合でも、観光客といいますか、桜を見に来る方はいるかと思えます。そういった方については、歩いて登ってもらうコースもありますので、その辺のところ安全確認をきちっと公園管理者と連携をしながら、歩行者が安全に登れるような道路を確保していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 同僚議員の質問の中で、おもてなしの事業、何名か配置するようなことを言われたと記憶しているんですけども、もし配置するのであればどういうところに配置となるのか、詳しくご説明願えればと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 桜まつりは中止ということになったわけなんですけれども、おもてなし、これについては今まで町民のボランティアの方とか、あと子ども、小中学生の部活動の一環として、そういった方にも参加してもらいながらやっていたけれども、今回については本当に必要最小限の観光案内というよりも、何かあったときに対応できるような場所に

配置をするというようなことで、当面今のところ考えているのは2カ所、まず船岡駅です。駅の改札口をおりたときに簡単な案内ぐらいできるような形ということで船岡駅。あともう1カ所はしばた千桜橋の橋桁の下の一丁目千本桜と千桜橋の重なる部分、そのあたりに案内ということで、これは町職員が、我々商工観光課職員中心になって、案内といいますか誘導のほうを進めて、困ったことがあったときに対応するような形、積極的なおもてなしというのではなくて、困った方に対応するような案内というような形で置いていきたいというふうに考えております。

また場合によってはやはりさくらの里、いろいろとお客さんが来て、桜まつり中止というのがわからないということはないと思うんですけども、来たときに、今山頂に登っていくのはどういうふうに登ればいいのかというような話も出てくるかと思いますので、場合によってはさくらの里あたりにも職員、場合によっては観光物産協会の職員で対応していきたいというふうに考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、駐車場についてなんですけれども、今まではシルバー人材センターの方々が料金の徴収を行っていましたが、祭りが中止ということで、人の配置も多分なくなると思っていますので、自由にとめてよいのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 駐車場については、お祭りが中止となった以上、駐車料金というのは今回は取らないということで考えております。

ただ、平日は問題ないと思うんですけども、特に土日、場合によっては桜まつり中止になったとしても花を見にくる方がいらっしゃるかもしれませんので、そういったときに車の誘導がスムーズになるように、最低限度の警備員はやっぱり必要なのかなというふうに考えておりますので、警備員の配置は必要な場所に配置していくということで考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 桜まつりが中止ということで、観光収入の面でちょっと大きな打撃が予想されますけれども、観光物産協会の売り上げ、そして今までの駐車場料金など、金額面でのぐらいの影響があるとお考えでしょうか。大体で結構でございます。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 桜まつりに限って言えば、恐らくスロープカーの売り上げが1,000万円を超えています。桜まつり期間中だけで、昨年の実績を見る限りです。それと、あと駐車料金、そういったものも、駐車料金だけで600万円ぐらい実は昨年入っているんですけ

れども、ただそのうちからシルバーさんとかそういったところに切符切りとかをお願いしている部分を差し引きますと、実質そこから400万円ぐらいになっていくのかなというふうに、減額ですね。

ですから、大きく金額、ざくっとなんですけれども、今挙げただけでも大体1,400万円ぐらいは今回桜まつりでマイナスになるのかなというふうに見ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） そうですね。そのように減額になるということは、観光物産協会の運営を考えますと、町の助成とか補填とか、そういうことはお考えになっているのかどうか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 佐々木裕子議員、通告書が桜まつり中止になる前の通告ということなんですが、若干質問の内容が違ってくるのは当然だと思いますが、その辺、許したいと思いません。（「済みません。よろしく願いいたします」の声あり）

商工観光課長、答弁願います。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 物産協への支援という話になるかと思うんですけれども、当然今回桜まつりで、去年の10月の台風19号の関係で売り上げもかなり落ちています。これはもう間違いない現実でございます。

ただ、今回のコロナウイルスの関係で、観光物産協会だけではなくて、民間の例えば観光業者、つまり例えばホテルですとか、あと旅行会社とか、いろんなところでやはりこういう同じような状況になっているのかなとも思います。

そういうことで、観光物産協会だけ特別扱いということはないと思いますので、とりあえず昨年、おととしと2年、たしか総会の決算を見ますと2カ年黒字を出しております。おかげさまで剰余金もたまっておりますので、今回はとりあえずその剰余金を活用していただいて、繰越剰余金を使ってもらって、自助努力でとりあえず物産協会のほうに頑張ってもらって、この危機を乗り越えてもらいましょうというふうに私は思っております。

○議長（高橋たい子君） 執行部の方々にもお願いがございます。若干質問が通告と違ってくると思うんですが、ご協力よろしく願いいたします。

再質問ございますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 済みません、ありがとうございました。

それでは、3問目のトイレの件なんですけれども、先ほど町長の答弁にありましたとおり、予算を計上していただいたということなので、そのトイレの便器の数など、もう決まってい

ば数を教えていただければありがたいのですが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 今のところ、男が小2、大1、女性が大2ということで考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） この数ではちょっと、もうちょっとふやせないのかなという思いはあるんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 桜まつりだけを見れば、多くの観光客の方が来ます。ただ、通年ということを考えれば、その数で適当かなというふうには考えています。

ただ、桜まつりで考えていたのは、いわゆる機能分担型のトイレといますか、例えば子どもさん、小さいお子さんを連れてくる人については、トイレのほかに千桜公園のほうに例えば授乳室を設けたりとか、おむつ交換する場所を別に設ける、あるいはトイレの数もふやすといったようなことを考えていたので、通年観光では十分な数字かなというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、体の不自由な方々のトイレについてはどのようにお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） これもまた先ほどの答弁と関連するかもしれませんが、身障者用、いわゆる体の不自由な人用のトイレも実は河川敷内、千桜公園のところに別にというふうな案はございました。今回は千桜橋の下、いわゆる桜の小径の部分でございまして、幅もやはり若干狭目なんです。なので、身障者用ということではなくて、いわゆる役場の1階にありますトイレのように、脇に、立ちやすく座りやすいような手すりなんかも設置させていただいて対応したいなというふうに考えていました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） では、トイレの件でもう一点お聞かせいただきたいと思います。

千桜橋付近、高架下になると、県道のほうからそのトイレの出入りが丸見えになるような形になると、ちょっと今思ったんですけども、何かその辺で目隠しとかそういうものはお考えなのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 議員の言うとおりに、まさにすぐそば、歩道のすぐそばまで前面がくると思われるんですが、今考えていたのは、植栽による目隠しがいいのか、2つ実は検討してまして、実際構造物で、薄いパネルか何かで塞いだらいいのか、あるいは植栽のほうがいいのかというのは、実はいまだ迷っているところです。景観を配慮した形にできるだけしたいなと思っていたので、どちらか、目隠しはいずれされるということです。

ただ、千桜橋の上からどうなのかとかと言われると、なかなか厳しい面はありますが、道路の前面から見た場合には、その辺は考慮した形にしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） どんなトイレができ上がるのか、楽しみですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2問目の下水道の賦課漏れのほうに移らせていただきます。

先ほど町長の答弁にありましたが、結構納入して、お支払いいただいた方がふえているようで、大変職員の方の頑張りがここに出ているのかなと思います。

その中で、まず死亡者の方、そして行方不明の方、生活保護の方というのがございますけれども、こういう方には難しいのかな。それから、交渉中の4人。それでは、9人が今4人に減ったということですね。その方には、これからも誠意をもって対応していただいて、未納とまらないような形に持って行って、時効の期間があると思うので、時効にならないように対応をお願いしたいと思います。

それから、今4名の方が残っていますよね。交渉中というんですか、納入交渉中の方が4人いらっしゃると思うんですけれども、結構長年にわたって交渉しても、まだ交渉を受け入れていただけないという方がいらっしゃいますよね。その4人に対して、何か延ばす方法として、法的なものとか何か法的にできることはないのかどうかとか、また新たな対応として何かお考えであればその辺をお伺いしたいんですけれども。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） この4名の方々については、催告書のほうをお送りしております。そしてあと、最終催告ということを送付しまして、それで時効の中断を図るよう現在進めております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それぐらいですよね。もうやっていただいて、今までも苦勞してここまでお支払いいただいたということにつながっておりますので、ここからただいま答弁でもい

いただきましたように、時効にならないように、その辺を気をつけて、これからも努めて対応に、お客様のほうに対応していただければありがたいと思います。

あとは、やっぱり払っていただかないと、公平性から時効というのはちょっと、やっぱり時効にならないように対応していただくことが一番なのかなと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて、10番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後2時30分再開といたします。

午後2時15分 休 憩

午後2時30分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

私語、慎みください。

16番白内恵美子さん、質問席において質問してください。

〔16番 白内恵美子君 登壇〕

○16番（白内恵美子君） 16番白内恵美子です。2点質問いたします。

1点目、**死亡手続の専用窓口「おくやみコーナー」の設置を。**

大切な方が亡くなったとき、遺族は悲しみの中にあるにもかかわらず、行政への死亡手続のために同じような書類を何枚も書き、各担当課を回らなければなりません。ワンストップで対応する窓口を設置すれば、遺族からの1枚の届出書をもとに、死亡に関する各課の届出書を一括で作成補助し、各課の職員がその窓口に出向いて手続を完了することができます。

2016年5月に別府市で始まった「おくやみコーナー」の設置が好評であることから、最近「おくやみコーナー」を設置する自治体がふえている状況です。

また、平成31年4月に内閣官房IT総合戦略室が作成した「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ2018」が公表されました。それによれば、おくやみコーナー設置自治体支援ナビシステムを自治体へ提供する方策を検討するとのことでした。

柴田町においても、遺族が行う手続の負担を軽減するため、「おくやみコーナー」を設置することを提案します。

1) 世帯主が亡くなった場合の死亡に関する届け出はどのくらいの種類があり、幾つの課に

またがるのか。

- 2) 死亡・相続ワンストップサービスとは。
- 3) 「おくやみコーナー」設置のメリットは。
- 4) 柴田町ではこれまで「おくやみコーナー」の調査研究を行っているか。
- 5) 内閣官房IT総合戦略室の自治体支援ナビシステムの提供は進んでいるのか。
- 6) 柴田町でも「おくやみコーナー」の設置を提案する。

2点目、台風19号を教訓とした水害対策を。

国は、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの事業費に1,354億円を計上しました。そのうち宮城県内の河川大規模災害関連事業費は86億円です。町内の河道掘削はどのように進むのでしょうか。

また、プロジェクトには危機管理型水位計及びカメラの設置や地区ごとの避難計画の策定がメニュー案として明記されています。柴田町においても早急に水位計やカメラを導入すべきではないでしょうか。

台風19号から5カ月となりますが、甚大な被害のあった地域から町に対し要望等は届いているのでしょうか。主な内容と回答の概要を示してください。提出のなかった地域の要望や意見は、今後どのように吸い上げるのでしょうか。被災地域においては、集会所ごとに住民の意見を聞く機会を設けるべきだと考えます。

町では、2月15日、16日に、町内3カ所において、台風19号等の被害及び防災マップ説明に係る住民懇談会を開催し、住民の皆さんからさまざまな意見が出されました。今後、早急に取り組むべき課題について、懇談会開催の前後で変化はありましたか。また、古河水門の開閉について、どの会場でも質問や意見が出ました。台風から5カ月が過ぎても、水門の開閉について、町が出した情報が伝わらなかった現実をどのように受けとめていますか。

私は昨年12月に、船迫小学校区と西住地区において計5回、台風19号に関しての住民懇談会を開催しました。参加者は住宅が床上浸水した方が多く、台風当日の状況や被災から2カ月後の現況、町への要望等について、参加者同士で話し合いました。その中から、幾つか質問します。

現在、住宅の修理をしているお宅を伺うと、工事が進むにつれ修理する箇所がどんどんふえていくと涙ながらにお話しされます。修理費に老後資金をつぎ込み、人生設計が大きく変わってしまった方のこのつらさは、経験した人にしかわからないという言葉を重ねて受けとめています。町としてこのような声を拾い上げることが大切だと考えます。また、台風19号の全容を把握し、

後世に残すためにも、「台風19号被災の記録集」を発行することを提案します。

- 1) 阿武隈川、白石川の河道掘削の計画は。
 - 2) 危機管理型水位計やカメラ設置の計画は。
 - 3) 町内全ての水路等のしゅんせつを行うべきでは。
 - 4) 被災地域からの要望書の有無と、主な内容、回答は。提出のなかった地域の要望はどのように吸い上げるのか。被災地域において、集会所ごとに住民懇談会の開催を提案する。
 - 5) 2月の住民懇談会で出された意見を今後の水害対策にどのように生かしていくのか。
 - 6) 古河水門の開閉について、町の情報が伝わらなかったことをどのように受けとめているか。伝わらなかった原因をどう考えているか。今後の情報の出し方で注意すべき点は。
 - 7) 懇談会に参加しても意見を言わなかった住民の思いや、参加しなかった多くの住民の思いを今度どのように吸い上げていくのか。
 - 8) 被災住宅の修理が一段落した時点で、町は罹災証明書を発行した方を対象に、住宅の修理費や家財道具購入費、避難の有無、困った点や町への要望について、アンケート調査を実施することを提案する。
ここからは、私が行った住民懇談会で出た意見です。
 - 9) 災害時には、高齢者や車を運転しない方のため、地域を巡回し、被災者の相談窓口の開設を。罹災証明書の申請も地域でできるようにすべきでは。役場にも被災者相談窓口の設置を。
 - 10) 西住地区では、大雨時にガードレールが水没すると、道路と水路の境がわからないため危険である。水路にふたをすべきでは。
 - 11) 大雨時の車の避難場所に小中学校の校庭の活用を。
 - 12) 大雨時に、たとえ一晩であっても、高齢者や障がい者が安心して避難できるよう福祉避難所の開設を。
 - 13) 「台風19号被災の記録集」を発行することを提案する。
- 以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 白内恵美子議員、大綱2点ございました。

まずは、死亡届の関係で6点ほどございます。

1点目、柴田町では、亡くなられた方の遺族への支援として、役場内等で行う死亡に関する手続一覧を作成して、死亡届け出時に遺族宛てに手渡ししております。遺族が故人の状況を正

確に把握していない場合は、遺族に聞き取りします。届け出が必要な担当課窓口に案内し、その後も順次、各課が連携して案内を行っていますので、ワンストップサービスは既にできていると認識しております。

1点目、職業別、年齢別、家族構成別、公共サービスの受給状況等により、個人に関する手続はさまざまです。議員のご質問にあるとおり、世帯主が亡くなった場合の届けは1種類から約20種類、担当課でいうと1カ所から約7カ所となります。死亡される世帯の多くは高齢者の方ですので、一般的な高齢者の方の死亡手続を例に挙げますと、年金手続、埋葬費手続で健康推進課、相続、税務関係で税務課、介護保険、福祉関係で福祉課、水道所有者変更届で水道お客様センターと、4カ所程度になります。

2点目、議員の質問中にある「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ2018」の内容から、煩雑な死亡手続について、自治体に専門の窓口を設置し、遺族から提出される死亡者の情報のもとに、手続が必要な届け出をシステム等から一括で作成し、遺族の手続の迅速化、簡素化を図り、負担を軽減するものと記載がありますので、そのように認識しております。

3点目から6点目は関連がありますので、一括でお答えいたします。

平成31年4月18日に、首相官邸ホームページに、社会保障・税手続ワンストップサービスのとりまとめ等の方策の一つとして、「死亡・相続ワンストップサービス実現に向けた方策のとりまとめ2018」が公表されました。その内容は、平成31年度の取り組みの計画、課題、おくやみコーナー導入に向けたガイドラインの作成についてまとめたものですが、自治体支援ナビシステムの提供時期までは明確に示されておりません。

また、県の情報政策課にも国の情報がないようですので、町としては現在、「おくやみコーナー」の調査研究は行っておりません。

また、仙南2市7町においても導入予定の市町村はないようです。

今後、国から自治体支援ナビシステム導入に向けた情報等が提供される予定となっておりますが、冒頭でお答えしたとおり、柴田町では既に各課が連携することで、死亡に関する届け出の案内がスムーズに行われ、特に苦情を寄せられたことはございません。

今後とも、「おくやみコーナー」の設置と同等の役割を各課職員が担い、遺族の手続に対する支援を行ってまいります。

台風19号に関して13件ほどございました。これにつきましては、前議員の方々と大分ダブってきますので、ご了承願いたいというふうに思っております。

まず、1点目。河道掘削です。これも何人かの方に答弁しております。

阿武隈川については、槻木大橋付近の河道掘削工事が3月末日の完了をめどに進められています。さらに、下名生から丸森町の区間における河道掘削においても、今後も継続して行う旨の情報提供を国からいただいております。

また、白石川については、令和2年2月から、支障木の伐採を含む河道掘削に着手しており、随時場所を見きわめながら実施するとのことです。

2点目、水位計の関係でございます。

現在、設置されている水位計は国で設置したもので、白石川は大河原町の尾形橋と本町の船岡大橋、阿武隈川では角田市の江尻と笠松に、それぞれの観測所があります。また、監視カメラについては、白石川と阿武隈川合流部、鳩原、四日市場及び深川の3カ所に国土交通省仙台河川国道事務所で設置、大河原町の尾形橋には宮城県が設置したものであります。

これらの河川情報については、宮城県河川情報システムや町ホームページにおいて、水位計、雨量計、河川定点カメラが閲覧できますし、スマートフォンからもアクセスでき、リアルタイムで確認できます。

阿武隈川沿線市町と仙台河川国道事務所で構成する名取川・阿武隈川下流等大規模氾濫時の減災対策協議会等がまとめた阿武隈川緊急治水対策プロジェクトがありますが、この中で阿武隈川の排水影響が及ぶ区間への危機管理型水位計及びカメラ設置を推進していく計画となっておりますので、改めて国に対し水位計や監視カメラが必要な箇所を精査し、設置を働きかけてまいります。

3点目、水路のしゅんせつです。

槻木五間堀川など、普通河川は昨年の台風19号によりしゅんせつが必要な区間が多く見られることから、秋本議員からご提案があった緊急浚渫推進事業を活用し、計画的にしゅんせつを実施してまいります。

また、現在農業用の排水路については、管理を委託している柴田町土地改良区と協議しながら、排水機場の導入、導水路や土砂の堆積が確認されている小規模排水路のしゅんせつを実施しておりますが、今後とも計画的に実施してまいります。

さらに、町内の側溝清掃については、日ごろから地域の方々の協力のもと土砂上げをいただいております。しかしながら、ふたかけされている側溝や深くて人の手では難しい側溝などについては専門業者に委託するなどして対応してまいります。

今後も、住民の皆さんのご協力をいただきながら適正な維持管理に努めてまいります。

4点目と7点目の地域や住民の要望や思いの吸い上げについては、一括してお答えをいたします。

まず、台風19号における被災地からの要望書は2件提出されております。その主な要望内容は、古河水門への排水機場の整備や強制排水施設の設置、槻木旧用水路の点検や側溝の泥上げ、駐車場の確保、さらに局地的な冠水対策等で行いました。

排水機場の設置については、既に国や県に対し要望し、また強制排水路の設置については大型排水ポンプ車の購入や常設ポンプの設置を行うこととしております。地盤沈下による西船迫一丁目の冠水地区には、この前の安藤議員にお答えしておりました、道路や既存の雨水管の状況に係る調査費を計上したことを文書で回答しております。

また、提出のなかった地域の要望や参加しなかった住民の声につきましては、これまで台風19号に関する議員が収集した情報の提供、各常任委員会調査報告書、本会議での一般質問、議員が発行したチラシ、また被災地域や住民からの聞き取りでは、被災者支援受付窓口及び各生涯センター職員に寄せられた苦情、要望、行政区長会、また今回設置した行政区長、自主防災組織、婦人防火クラブ連合会、柴田町消防団、柴田消防署、防災士、防災指導員等で構成される災害対応連絡会議、生協や被災者団体との懇談会、町長へのメッセージ、そして住民懇談会等を通じて把握しておりますし、また別に自主防災組織及び消防団に対するアンケート調査を実施しております。

今後は、地区防災計画の策定やマイ・タイムラインの作成、防災訓練、防災出前講座等において、各地区の要望や被災者を含む住民の声を吸い上げてまいります。

5点目、住民懇談会で出された意見、これももう3人の方にお答えしておりますが、改めてお答えをいたします。

住民懇談会で出された意見については、既に一覧表にまとめ、議会に提出したところです。水害対策は、川上から川下まで一貫して行わなければなりませんので、今後国ができること、県ができること、町ができること、町民の皆さんができることのそれぞれの役割分担を明確にし、それぞれが連携して対応していかないと解決できないと思っております。

国では、こうした特別警戒が出される気象条件の現在の水防災施設には限界があり、洪水は必ず起きることを前提にした水防災意識社会の再構築を求めています。

今後とも、今回いただいた意見や要望は真摯に受けとめ、水害対策にしっかり対応できるよう努めてまいります。

6点目、古河水門の関係です。

今回、3カ所の住民懇談会、参加者総数288人のうち、古河水門に関する質問をした方は7人でした。今回の説明では、仙台管区気象台の降雨量のデータ、また阿武隈川や白石川の河川管理者が公表している水位データ、さらに発災直後の冠水した柴田町や角田市の写真、さらには10月13日1時30分における浸水推定段彩図による説明、加えて国や県の今後の治水対策、そして柴田町の令和2年度の水害対策関連予算について説明しました。

懇談会終了後には、住民の皆さんから拍手をいただきましたので、大方の参加者の皆さんには、町の対応についてご理解いただいたのではないかと考えております。

しかし、初めから町のデータや映像に基づく説明を聞こうとしない方、また自分の目で事実関係を確かめたわけでもないのに、桜大橋ができてから東船迫は冠水するようになった、避難所で車椅子の受け入れ拒否といった誤ったチラシをうのみにしている方、今回は1日当たりの降雨量が柴田町で過去最高となり、しかも7時間で273ミリの雨が一気に降ったデータでの説明よりも過去の体験にこだわった方には、今回の水害のメカニズムを正しく伝えることはできませんでした。

今後とも、町の対応状況については、議会や行政区長会、災害対応連絡会議を通じて、水害のメカニズム等についてお知らせするとともに、今回のように一面的な情報やうわさ話や誤ったチラシ等によって間違った情報が燎原の火にならないよう、住民の皆さんに対し早目早目にデータに基づく情報を提供してまいります。

8点目、罹災証明でのアンケート関係です。

東日本大震災のときも同じでしたが、罹災証明の申請の際や住宅の応急修理申請、その他各種支援申請の際にも、その都度苦情や要望等についても伺っておりました。また、その後、被災者生活再建支援や就学援助、国民健康保険税や介護保険料や保育料の減免等を通じて、被災者の皆様の生活再建の支援を被災者一人一人に行っていますが、特に現在、新たな要望等については出されておられませんので、アンケートを実施することは予定していません。

9点目、罹災証明の申請用紙については、役場庁舎及び槻木事務所の窓口に備え、また郵送での申し出があった場合は郵送で送付いたしました。特に、今回は被害の大きかった行政区に対しては、行政区長にお願いし、被災された方々全戸に申請書用紙を配布していただきました。

次に、申請書の受け付けについては、被害のわかる写真等を添付してもらう必要があることから、役場庁舎1階及び槻木事務所において、10月末までは土日祝日でも受け付けを行い、加えて郵送でも受け付けを行いました。

また、現地調査については、地区ごとに行いましたが、留守の場合は文書を置き、都合のよ

い日を連絡いただいております。

最後に、罹災証明の交付については、全て郵送により行いました。一方、各種の被災者支援についても、役場庁舎1階ホールで受け付けを11月末まで土日祝日も対応いたしました。

ご質問の地域を巡回する被災者相談窓口の設置については、発災直後における職員は、災害箇所の応急復旧や災害査定等の調査、消毒作業、ごみ処理、各種被災者支援メニューへの対応などの早急な業務に対応しなければならず、特に今回は東浦町や北九州市からの応援職員の協力により業務のおくれをカバーしていただきましたので、巡回相談の窓口設置は困難な状況です。

10点目、西住地区は、大雨、どの地区よりも早く冠水する地域であり、早い段階から排水ポンプを設置するなど対策を行っております。その際、道路が冠水し危険な状態である場合は、道路にバリケードを設置し、人や車が入れない対応をしています。そのため、人や車が進入することは想定しておりません。また、西住地区以外の道路についても同様な対応を行っております。

大雨時、ご質問の水路にふたかけをすれば、排水ポンプが設置できなくなること、さらに軟弱な地盤に重量の重いふたを設置すれば水路の沈下を招き、冠水対策に支障を来す場合や、逆に場合によっては浸水被害の拡大につながるおそれがあることをご理解願います。したがって、今のところふたかけを行う考えは持っておりません。

11点目、大雨時に小中学校の校庭を車の避難所とするのは可能です。しかし、雨の降り方によっては浸水する可能性があることも念頭に置いての車の避難所となります。

12点目、福祉避難所ですが、これについても正しくご理解をいただきたいと思っております。

まず、避難所については、震災時の震災等のように長期的に避難所を開設しておくことが必要な場合と、今回の台風のように一晩程度の短期の避難所の開設が考えられます。

福祉避難所にも2つの区分があります。一つは、福祉法人等と協定を締結し福祉避難所とするもの、二つは一般の避難所を福祉避難所として利用可能にするものです。たとえ今回のように一晩だけの福祉避難所の開設であっても、介護や障害に精通した専門職員の配置が必要になります。例えば、福祉避難所を町の施設で開設しようとする場合、町職員のほかに福祉法人から介護職員等を派遣していただくこととなりますが、しかし福祉施設の運営においても余剰の介護職員もいないことから、人の手配が困難であるので、開設するのは難しい状況にあります。

また、発災直後にホームページやエリアメールなどで福祉避難所の開設を町民の方に広くお知らせした場合、本来福祉避難所の対象とならない一般の住民の方も福祉避難所に避難してしまう事例もあったことから、簡単に福祉事務所を開設することは難しいことをご理解願います。

13点目、台風19号による町の対応、雨量の推移、河川状況、避難所開設状況及び町内各地にもたらした被害状況については、広報しばた11月号、12月号、2月号で特集記事を掲載しています。また、ホームページからの閲覧もできますので、町としては大層な記録集を発行することは考えておりませんが、今回の台風第19号については今後の台風の襲来に備えて有効に活用できる資料集は作成していきたいと考えております。

なお、東日本大震災時には、宮城県で記録誌を作成しておりますが、町では記録集は発行しておりませんでした。

以上でございます。

先ほど、「簡単に福祉事務所」と、「福祉避難所」ですね。「福祉事務所を開設することは難しいこと」と言ってしまいましたが、「福祉避難所」の誤りでございました。訂正をさせていただきます。

○議長（高橋たい子君） 白内恵美子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 「おくやみコーナー」の設置についてです。答弁では、各課が連携して案内を行っているのでワンストップサービスは既にできているという認識だということなのですが、そこまでいっているのであれば、もうちょっとですよ。

町民が何に苦労しているかはご存じでしょうか。同じような書類を何枚も書かなければならないというので、特に高齢の方とか大変なんですよ。何枚も何枚も書いて、それで何か足りないことがあると何度も役場に足を運ばなければならない、車のない方にとっては大変だというのを最近も聞いたところなんです。ここまでやっているのであれば、もう一押し。本人の届出書1枚で、ほかの書類は全て町が打ち出してしまおう。そうすることによって、本当に30分以内で全て終わるのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） このナビシステム、詳細にはまだ公表されておきませんので、詳しくはわからないわけなんですけれども、このナビシステムを使えば1枚で、1回で、届出は数枚打ち出されて、記載は1回で済むというふうな内容なんですけれども、このシステムの内容をもうちょっと詳しく確認してから検討させていただきたいなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 昨年、「おくやみコーナー」を設置した自治体がたくさんあるんですけども、把握していますか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） 別府市、あとそれから室蘭市、あと三重県の津市が設置しているというふうに、もっとあるでしょうけれども、何自治体か設置しているというふうなことは聞いております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） もっともちろんたくさんあるようなんですが、幾つというのも私もわからないんです。調べていくと結構出てくるんですけども、そういう自治体というのは、まだこの自治体支援ナビシステムを使っているわけではないということですよ。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） これは、ただいま支援システムのほうを、国のほうでこのシステムをつくろうということで、モニター調査を、ちょっと詳しくはわからないんですけども、別府市等何自治体かにその調査を2月6日からお願いしているというふうなことで、その結果自体もわからないですし、室蘭市のほうはその結果で、その後は使うという判断をしてはなくて、一つの参考材料にしたいというふうなことを言われておりますので、実際どのようなシステムなのかというのは、今のところわかりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。
- 16番（白内恵美子君） 2016年に設置した大分県別府市では、2015年に発足した若手職員による窓口プロジェクトチームの提案だったそうです。柴田町では、窓口業務で住民サービス向上を目指した取り組みというのはあるんですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） いろんな方が来られるんですけども、なるべく死亡されたときは、遺族の方ではなくて葬儀業者が来られるわけですから、すぐには手続一覧表というふうなことで表を渡すだけで、後に遺族の方が来られるわけなんですけれども、その際いろんな方が、お子さんとか若い方、あとお年寄りが来られる方もおりますので、そういったいろんなケースが想定されるんですけども、その場合はその方々に応じてできるだけそれに対応するように、あと次はどことこの課とか、あと何度も行ったり来たりしないようには心がけてはおります。
- 議長（高橋たい子君） どうぞ、町民環境課長。
- 町民環境課長（安彦秀昭君） 済みません。先ほど室蘭市と言いましたけれども、モニターをやっているのみとなっています。モニターはやっていますけれども、設置はまだしていないと

ということです。申しわけございません。

○議長（高橋たい子君） 訂正でした。

再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 昨年度設置した自治体がふえているというのは、設置した自治体が好評なんですね、住民の方に。皆さんがとても簡単にできて助かったという声が多いことから、ほかの自治体でも進んでいるということなんですね。

柴田町も今、せっかくここまでできているのであれば、書類を一括してつくって、そして本当にその場だけで終わりにするという事は可能だと思うんですね。可能じゃないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 完全にそのデータが全て終わる、また来られる方が全ての書類等を完全に持ってこられればその場で終わるかもしれませんが、完全にその場で終わるとは限らない。ただ、そのシステムがあれば、そういった漏れはなくなるかと考えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ナビシステムがなくてもやっている自治体がふえているということは、できるということだと思うんですね。それで、住民の皆さんの時間が短縮できるということは、その遺族の方に接する職員の時間も短縮できるということなんですよ。ですから、職員の業務の効率化にもつながると思うんですが、もうあと一步なんですよ、柴田町。頑張ってみてはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 今のところは、原則としては関係課を、例えば健康保険があれば次に健康推進課、あとそこが終わりましたら、もしお子さん関係がおられたら子ども家庭課というふうな、必要において回ってもらうようにはしていますので、たまたまそこでお客さん等が重複した場合は時間はかかるかと思いますが、そうじゃなければそんなに時間をお待たせするというふうなことにはならないような感じはします。

ただ、議員おっしゃられるように、ナビシステムを入れることによる時間の短縮というのは、確かに考えられることは考えられるかとは思いますが。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） まずは、「おくやみコーナー」を設置している自治体の様子をきちんと調べて、柴田町でもできるんじゃないかというふうに考えていただければいいのかなと思います。研究してみてください。そうすると、きっと本当に職員の時間短縮ができて、仕事の効

率化が図れると思いますので、それが住民サービスの向上につながれば最高だと思います。ぜひ取り組んでみてください。

それでは、台風19号を教訓とした水害対策に入ります。

被災地域からの要望書というのは、2件だけだったんですね。もう少し出たのかなと思ったんですけども、なかなかやっぱりきちっとした形で出すというのは、住民にとっては大変なことなのかなと感じました。

それで、西船迫一丁目13地内からの要望については、住民の要望を町長がしっかりと受けとめてくださいました。直接要望内容の説明を聞くことで、住民が何に困っているのかがよくわかったのではないのでしょうか。町長いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 水害の総論ですね。なぜ水害が起きたか、それに対して柴田町がどのように対応したかという総論についてはご理解をいただいたというふうに思っておりますが、具体的な水害対策の技術レベル、具体的にその地区の水害対策をどうするかということについては、調査をさせていただいて、そして対応しますという段階でしたので、そういう点でいえばまだ具体的なその地域の冠水対策が見えておりませんので、被災を受けた方々、団体の方々と町長の間では信頼関係がありましたけれども、具体的などころまではまだできていないというのが実情でございます。

ただ、役場には役場の対応、状況について、直接お話しできたという点ではよかったのかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 住民の皆さんはやはり、直接説明ができてよかったと思っていられるようです。調査結果が出たらきちんと住民に説明していただくというふうに、安藤議員の質問に答えてらしたので、ぜひお願いしたいと思います。

それで、今後の対策については、住民を交えて一緒に考えていく、町の考えを伝えながら、住民の意向もきちんと受けとめるということが必要だと思うんですが、それはやっていますね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 安藤議員に答えたとおり、調査が終わったら、どこがどういふふうになっているのかという現状分析、現状把握ができますので、どういった対策が必要なのかというのを、まずは町サイドでもって住民の方々にご提案をしていきたいというふうに思っ

ています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 住民は自分たちが生活する場ですので、やはり町の考えを聞きつつもこういうことも入れてほしいとか、こうやったらどうかとか、やはりいろんな考えがあると思うので、ぜひ話し合っていたきたいと思います。

それから、10区、若葉町、新生町、北船岡の一部からの要望が出ておりましたが、被害が甚大だった地域ですよね。それで、内容も多岐にわたっていると思うんですが、直接住民の皆さんから声を聞くことはなかったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） お答えしますが、先ほど町長の答弁の中にもありましたけれども、防災指導員も入った災害対応連絡会議、その中に10区の方が、防災指導員の方が入って、当時の状況を詳しく説明いただきました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） この要望の中には、住宅地の側溝が狭くて、ふだんでも多少の雨でもすぐにあふれるということがあるんですけども、それで若葉町の住民の方が、短い距離ではありますが泥上げをしたところ、側溝の半分から8分目ぐらいまでは土砂が入っていたというふうに要望書にあるんですけども、今後は住宅地の側溝のしゅんせつというのが必要になってくると思うんですね。もっと住民の協力をお願いする方向で進めるべきだと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 住民の皆さんには、本当に常日ごろ側溝の土砂上げなんかを小まめに、月に2回ぐらいですか、第2第4日曜日なんかは必ず清掃の日と定めていただいて、その翌日にはうちのほうで上げたと同時に回収していくという了解事項がもう既に定着しつつあります。無理なことは言わないので、自分のできる範囲でやっていただいて、難しい箇所については町サイド、行政のほうで専門業者に委託するなど、そういった対応でやっていきたいなというふうに思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 泥上げとかをやっているはずの10区でさえ、その5分目から8分目ぐらいまでやはり堆積しているということがあるので、ほかの地域もできるだけ、やはり住民の皆さんの応援をいただかないとできないことだと思うんですね。

よく自分たちにもできることがあれば応援したいという声は聞くんです。ですから、その働きかけ、行政の仕方が今後大切になってくるのかなと思うんですね。押しつけるような形ではやはりだめで、自分たちがやらなければというふうに思うように持っていくことが大事なのかなと思うんです。それが声がけネットワークの構築にもつながっていくんだろうなと思っています。

今は本当に草刈りぐらいで月1回やっている地域とかもあるんですが、それに泥上げも加わると、また違った点からのまちづくり。今まで余りそちらに参加しなかった方も、水害対策だと思えば参加してくださる方もいるので、何とか町を挙げて、住民の力もかりて、高齢者の多いところはできるだけ若い人に協力してもらおうということを含めてまちづくりが必要なのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 議員のまさにおっしゃるとおりだと思います。今までどの程度住民の方々に、いわゆるそういった泥上げとか草刈りなんかを、口では実際はお願いしていたかということ、いわゆる自主的な範囲でもっての作業だったと思うんですね。ただ、お互い協力し合いましょうというのを、町では確かに発信してきたかということ、発信はできていなかったのかなというふうに思います。

私たち、実は区長会議とかでも、やってくれるものだという認識のもとに、泥上げしたら翌日には電話くださいね程度のことしかやっていなかったんですね。そうすると、もう決まりきったことだと思っていたことが、実は、という部分もありますのでね。確かに議員言われるとおり、できること、あるいは住民、行政のお互いの接点を詰めていきたいなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 住民の皆さんに協力いただくとともに、そうすると協力いただくという事は、町は町にしかできないことはやらなければならないですね。

それで、排水路のしゅんせつ。排水路だけじゃなくて、用水路もですよ、水害対策とすれば。要は、やはり土砂が堆積しているところは、きちんとしゅんせつしておかないと流れが悪くなってしまいます。あとは、貯水能力が高まるわけですよ、きちんとしゅんせつしておく。そうすると、町は町にしかできないことに力を入れる、住民の皆さんは自分たちが住んでいる地域の側溝のしゅんせつを行う、こういうふうになっていけばいいと思うんです。そのためにも、町は町にしかできない、ここはしっかりやりますよというのをきちんと住民の皆さんに見

えるような形で知らせていく、知らせていくというより実施していくということが大事だと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） ごもつともなことだと思います。ご負担になる範囲でということとは、これは当然言えないことでありまして、議会においても、毎回役場で例えば全部土砂上げできないのかとか、そういうご質問もいただくときがあります。ただ、全部が全部やっぱり町というのは、これはいかがなものかというふうにも思いますし、その範囲、先ほども言いましたけれども、しっかりと目に見えた形で本当は仕分けできればいいんですが、目に見えないところの接点ですね、そこが大事だなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それから、10区からの要望書の中に出ていた、災害時に公園を車の避難場所にするのは、町は許可しているというふうに回答のほうにあったのかな、ありましたけれども、それは各行政区に周知されていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 例えば10区ですと、地元の公園愛護協力会なんていうのに草刈りやごみ拾いとかをお願いをしているんですが、その際も何かあったときには、ここは駐車場として、あるいは車の避難場所としての提供というのは言っています。ですから、使ってもいいのかということ自体が、私たちにとっては逆に不思議だったんです。車どめが自由にとれるような、例えば鍵なんかは施錠していないので、入れるということだったんですが、引き継ぎが正直うまくいっていなかったのかどうかというのもあるので、ちょっと誤解されていたのかなというふうに思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 聞きたかったのは10区のことだけではなくてほかのところ。例えば、私なんか身近なところでは6号公園にも車は余り避難させていないんですよね。もっと許可されているとわかっていれば多くの車が避難して、今回水没しなくて済んだ車もあったんだろうなと思うんです。それが各地域でもあると思うんですよ。だから、この周知、公園は使えるんですよという周知を徹底したらどうかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 公園があるところというのは限られた場所ですね。全部が全部にあるわけではございませんので、区長会なんかがある場合とか、それから公園愛護協力会の

補助金交付とか実績報告するというところでいらっしゃる場面があるので、そのときにも何か文書なんかつくってしっかりと周知させてください。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 住民懇談会のことなんですけれども、その回答の中に、過去の災害についても伝承するという言葉もありましたよね。それから、参加した住民の方から、柴田町民は防災意識が非常に低い、地区で防災研修をやってほしいという要望に対しては、その地区の水害の歴史、町の対応、対策を少しずつ話し合い、防災教育のレベルを上げない限り無理なのではないかというふうに回答していますよね。ということは、レベルを上げるには地区ごとにこれまでの水害の歴史を学ぶことが大切だというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） お答えします。

地区防災計画なんですけど、今、39地区の自主防災組織がありますが、地区防災計画を持っているのは11地区になります。やはり今後、今回のことを踏まえれば、地区計画、いわゆる地区の防災計画ですね。そういったものを今後自主防災組織の皆さんでそれぞれ各地区ごとにつくっていただきたいということがあります。その中に、自分の地域がどういうところにあるのか、例えば10区であれば先ほど来お話があったとおり、旧白石川がここを流れていたとか、そういった話を、過去の水の流れとか、そういったものを含めながら、皆さんでこの地区ではどういった計画が必要なのか、そしてもしものときには皆さんの役割はどうなっていくのかということ、今後4月以降に協議会ができましたら、自主防災計画をつくるように、11地区しかできていないので、残りの28地区にそういったものをつくっていただくように呼びかけていきたいと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、その防災計画を立てる前に、その地域の歴史について学ぶということが必要だということですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 先ほども申しましたけれども、災害連絡会議、そちらのほうで区長さんも入っていただきましたけれども、区長さんたちはやはり私たちよりも古いことを知っていて、以前阿武隈川が決壊して、明治時代なんですけれども、上川名とか富沢、あちらまで水が浸水したという、そういった我々以上に先輩の方がいるので、私たちが持っている歴史を提供するのはやぶさかではないんですけれども、やはり地域の長寿の方のそういった過

去のお話というのも地区では大変参考になると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町内には、例えば東船迫団地だったり、西船迫団地のように、町外から入ってきた方、家を建てた方が結構多くいらっしゃいますよね。そうすると、町のそういう水害の歴史については一度も聞いたことがない、学ぶ機会がなかったという方がほとんどだと思うんですね。ですからやはり、今後、町の歴史について、水害を中心とした町全体の歴史と、それからその地域の歴史をやはり多くの方に学んでいただくことが必要かと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 先ほどから申しているとおおり、出前講座あるいは地区の防災訓練のほうに、これまで東日本大震災の際にも20カ所ちょっと回っておりました。今回も皆さんに住民懇談会で見ていただいたスライドの中に、その地区、槻木地区、船岡地区、そして船迫地区の水の流れを地図上にあらわして、今このように流れているという中に、ここはもともと白石川だったんだよというのをちょっとお話、流れがあったんだよというお話をしたら、やはり、ああそうだったんだというお声も大分私も感じましたので、そういったスライドの中身の図上で見ながら、その地域の過去の歴史とか、過去の水の環境、そういったものも含めて説明していきたいなとは思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 私もその水害の歴史については本当に不勉強だったんですけども、12月会議で一般質問するに当たって、柴田町史資料第6集自然災害・典型としての水害というのを読んで、明治43年と大正2年にこんなことがあったんだなというのをそこで正直初めてわかったんですね。でも、その話を私の周りの人にすると、やはり誰も聞いたこともない、柴田にはそういう歴史があるのねというふうに思った方がたくさんいらっしゃるの、こういうことをやはり町としても、出前講座だけではなくて、例えば図書館で講座を開くとか、身近なところで、公民館で、生涯学習センターで開催するとかして、多くの方に理解していただくということが必要ではないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めますが。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 私も、今回のことがありまして見ましたら、この前の第7集の水害の記録ということで、白内議員から提供がありましたが、それ以外にも柴田町の歴史関係の委員会で作っている冊子があるんです。50号あたりまで出ているんですけども、郷土史

研究会で出している、あれにもそれ以外の災害のことを触れているのが4カ所ぐらいちょっとあったかと記憶しています。そういったものも図書館では見られる環境にあるので、そういったことも含めて、皆さんのほうにそういった過去の歴史もあるので見ていただきたいというようなPRはしていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひ誰でも見られるような環境を整えていただいて、それでそこに行けばまず見られるということ。それから、やはり読むだけではなくて、お話を聞くという形をとっていただけると本当に理解が進むのかなと思うので、そういう機会を事あるごとに行ってはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤原政志君） そういった歴史については、今、町史の第6集、そういったところにも書いてあるということですので、ただそれをどなたが一番詳しく伝わるようにお話しできるかというのもあると思うんですね。例えば古文書を読むとかというリレー朗読とか、そういったもので、郷土館のほうで行っているものがございますので、その辺については一度持ち帰りまして、こういったものはどうでしょうかということでお話ししてみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） それから、住民懇談会に参加した方、先ほども紹介した、柴田町民は防災意識が非常に低い、地区で防災研修をやってほしいという要望が出て、町長も今議会で何度も取り上げていらっしゃいました。この方を各地区の講師として回っていただくということも必要かなと思うんです。山元町で被災して太陽の村に避難した経験のある方で、震災と水害の体験者ですよ。防災士でもあるのかな。ですから、しっかりと、むしろ町外の方から、今はもちろん町民ではあるんですけども、町外の方から見た柴田町の、まだ防災意識が低いところを、もっと意識向上のためにお話ししていただくということが必要なのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 今後、地区のほうに出向いて、出前講座等々やっていきますけれども、その中でそういった話も聞きたいといいますが、そういったことも話す必要があるかなということを感じたときに、ちょっとそういったことも検討していきます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） ぜひお願いしてみてください。

それから、記録集の発行についてなんですけれども、水害の歴史を後世に伝えていくためには、大きな災害があったときには記録集を作成することが必要なのではないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 柴田町で過去に記録をつくったというのは、皆さんご存じのとおり昭和61年の8・5豪雨です。その際に作成しておりました。ただ、町長答弁にもありましたように、東日本大震災とかのときにはつくっておりませんでした。

ただ、今回の記録としましては、もう既にお渡ししています被害の概要と災害対策本部の対応状況、この最終版をつくりましますし、それから今回の映像を保存しますし、それ以外に各班の町の本部のほうの対応の状況の詳細についてもまとめて、いわゆる行政側のほうでの資料として、今後の災害に備えてつくっておきます。

このようなことから、今のところ記録集をつくるまではちょっと考えておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 東日本大震災時に、大体2年後ぐらいに記録集を発行した自治体が宮城県内にも幾つもあるんですね。津波の被災に遭ったところかなと思ったんですけれども、もちろん津波で被災した自治体は本当にたくさんの写真を載せて、その痛々しい様子がしっかりと伝わるような内容でつくっています。そのほかにも、津波の被害はなかったけれどもつくっている自治体というのはやっぱりあるんです。そういう自治体のほうがむしろ住民の声もしっかりと、声というか住民が体験したこと、震災のときにどういうふうには自分は行動したかとか、どのように思ったかとか、そういうことも入れてきちんと記録集として残しているんですね。それを読むと、柴田町では東日本大震災のときはつくらないでしまったなど。だけれども、本当は必要だったんだろうなど、やはりよその自治体の記録集を見て私は思ったんですけれども、全く記録集を残すかどうかというか、検討しなかったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 東日本大震災のときには、県のほうでつくるということが前々にわかっておりまして、宮城県は全市町村を回って、それぞれの市町村の対応、あるいはそれぞれ沿岸部の方々の住民の声とか、内陸部の方をそれぞれ抽出して記録集をつくっておるようでした。ですから、そういったことで全般的に県のほうでまとめているので、それで十分だというふうに当時は思いまして、こちらの今後の災害に備えるための資料としてはきちんと整備しておこうということで、当分記録集については、東日本大震災については、今後動向を見守ろうというような形でつくっておりません。（「最後のところが済みません、聞こえません」

の声あり) 今後の動向を見守ろうということで、いわゆる記録集をつくるまでは至りませんでした。

○議長(高橋たい子君) 再質問、どうぞ。

○16番(白内恵美子君) 動向を見守った結果、つくらなかったということでもよろしいんですか。

○議長(高橋たい子君) 答弁はいいんですか。(「うなずいていたので」の声あり) 再質問、どうぞ。

○16番(白内恵美子君) 住民懇談会のときに配布した、先ほど説明のあった被害の概要と災害対策本部の対応状況、これがある程度概要を知らせているものなので、ここに写真を加えて、それから被災地域での活動の様子とか、携わった方々の声を載せて、そこに被災者の声も入れれば、きちっとした記録集になると思うんですが、それほどすごいものをつくろうとか思わなくても、あるものに少し加えていく、それからそこには必ず住民の思いも加えていくということをするれば、きちんと後世に残せると思うんですが、いかがですか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事(相原健一君) また東日本の話になりますけれども、当時も広報紙に、当時従事した職員のコメントとか、あと自主防災組織の方のコメントとかを入れたのを、広報紙のほうで掲載を当時はしておりました。

今回についても、今のところは作成するような動きにはまだなっていないので、資料関係を取りあえず今まとめて、今後の災害に備えるということが今のところの状況です。

○議長(高橋たい子君) 再質問、どうぞ。

○16番(白内恵美子君) 柴田町は、水害からは逃れられない町ですよ。今後も水害との闘いは続いていきますよね。そうすると、今あったことをきちんと後世に伝えていくということが、やはり今を生きている私たちに必要なことだと思うんですよ。広報紙に載せたからそれで終わりではなくて、同じ内容でも構わないので、きちんと一冊に、立派なものじゃなくてもいいんですが一つにまとめておく。そうすれば、後から誰が見てもわかりやすい。あのときこういうことがあったんだね、こういうことで大変だったんだね、それがこういうことに次に活かされたんだねというふうにわかると思うんですよ。もちろん職員の方は時間がないのはわかるんですよ。それでも一つ一つ丁寧にやっていくことが、水害に対する意識向上につながるのではないですか。

○議長(高橋たい子君) 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事(相原健一君) いわゆる皆さんに配布する記念誌、いわゆる記録集をつくると

いうことはしないということで、いわゆる内部的にいろんなデータや写真関係、そういったものを一冊にまとめて、どなたでも後で見られるように、もし要望があればご提供できるように、そのようにはしておきますので。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうしますと、それは例えば図書館や生涯学習センター、公民館等でも自由に見られるというふうに考えていいわけですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） はい、そのようになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） そうすると、町のホームページでも見られるというふうになるかと思うんですが、そうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 町のホームページについては、本部のほうである程度区切りがついたら、先ほど言った被害状況とその対応、そして映像を、ホームページのほうには、その2つは上げるつもりでいます。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 町の公共施設などの被害状況等というのは、一般の方にとってはそれほど心が動かないというか、自分たちの生活がどうなったんだろうというところがすごく大事なんですよね。後からの人たちのことを考えても。だから、今回やはり床上浸水してどれだけ大変だったとか、そういう方の声というのがどうしても必要だと思うんです。想定外のことが起きて、今まで床上浸水なんかしたことなかった方が、本当に急に水が入ってきて慌てて2階にものを運んだとか、でもどうしていいかわからなかったとか、その後大変な思いをしたとか、怖かった、それからもう少しこうすればよかったとか、いろいろあるかと思うんですが、そういう思いを伝えていくことが大事だと思うんですが、こういうことをどうやって伝えていくんですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 記録集的なものではないですけども、5月以降に広報紙のほうにまた災害特集を組む予定になっています。その辺に織り込むかどうかということで、今後検討してみたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 特集を盛り込むのであれば、その記事は残るわけですから、そうすると記録集的なというか、町が今まとめようとしているものの中には入れられますよね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 広報しばたの5月号以降になりますので、それはそれとして、今までお知らせ、広報しばたに載ったように、合わせるのではなくて、広報しばたでお知らせするだけです。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 広報しばたでお知らせしただけだと、そのときは確かに読むかもしれないんですが、なかなか後の世代に伝えていくということは難しいですよ。ですから、やはりこの災害対策本部の対応状況とかと一緒に、住民の声というか思い、どうだったのかということも、やはり一緒にしておくことが大事だと思うんです。それが町の記録集になると思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） その辺は検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 水防災意識向上のためには、あらゆる角度からいろんなことに取り組むべきだと思うんですね。今回、床上浸水した世帯も多いんですけども、大丈夫だったというか、少し高台にあった地域の方には、その大変さというのはやはり伝わっていないんです。親戚や友人がいる方はわかるんですけども、そうじゃない方にとっては、何というかよそごとなんです。ですからやはり、町全体で共有していかないと、なかなかこの水防災意識向上につながらないと思うんです。皆さんが自分のこととしても、こういう状況になったらこんな思いになるんだというふうにやはりわかっただけが大事だと思うんですね。

柴田町民は一つにまとまるというか、大変だった人のこともきちっと理解するよと。そうすると、それが例えば側溝のしゅんせつ、泥上げなんかもつながっていくかなと思うんですね。自分たちがやっていることが誰かの助けになるのかもしれない。そういうふうにまちをつくっていくべきだと思うんですが、いかがですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課副参事。

○総務課副参事（相原健一君） 私もその辺は同感です。地震、東日本大震災の際には、やはり皆さん全員が、町民の方が被災を受けているんですけども、今回の台風被害というのは、今議員さんおっしゃったように、浸水、床下までとか、あるいは車が水没したとか、その被害の

あった方と、全く被害を受けていない方というのは二分化されていますので、そういった意味ではその被害に遭った方のお気持ちというものは大変だったなというふうには思っていますので、そういった思いというのもやはり伝えるのも一つかと思えます。

ですけれども、それを記録集で完結するというのではおかしいですけれども、記録集をつくることその手段なのかと言われるとあれなので、いわゆる広報しばたにそういった掲載をして、全町民の方に知っていただくということも一つの手段ではないかなというふうには感じています。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○16番（白内恵美子君） 東日本大震災時に、ほかの自治体でつくった記録集をよく見ていただきたいと思います。その中に住民の皆さんの思いが入っているところもあるので、参考にしていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、16番白内恵美子さんの一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

明日午前9時半、再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時48分 散 会

上記会議の経過は、事務局長大川原真一が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年3月4日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 10番 佐々木 裕 子

署名議員 11番 安 部 俊 三